清暇錄

三

大正十年二月中院起草

特別
イ4
1919
334

清暇録三

大正十年二月十三日起筆

○二月十三日平山堂を訪ひて印を過る、一顆壽山精刻私印を見せられて玩ぶ迄、他に小井禾原の遺印拾数顆あり、筌屋刻の精巧なるもの、例の名人の作品なりしなり、他の二顆と併せて

白壽山　山西鈕

白雲

石章

河筌屋刀

寺社奉行
京都府
永坂石埠の

購ひ入る

○此度早紀客を迎ふるまで荒平の時百年後又客来を無聊に困しむ、北光陰を徒消するを奈何、小冊に抄録するを例とす一二冊既に成る、尚追て二三冊を抄出せんとす、畧して代酔録と云ふ可し

○坊間に縣東坡萬言書注と畧しある和本を獲の東坡の上神宗皇帝書に細注を附したるもの、巻尾に乾隆丙寅中秋錫山蔡氏刊本とあり、即ち蔡氏本を其原、寛政刻したるものと見えたり、首尾日本人の序跋なし、扉に東山書屋蔵版とあるのみ、北上書を例の青紙を巻論したるものなり、東坡の上書の中尤も著名なるもの、此の単行本あるを珍とす、多分配りもしたるん歟、按ずるに稀覯の書なり、一奏議六十四枚に渉る大論文也

○紙古川風雅の責印数枚を得たり

私印自刻なり、余古川の義なり出身なること

其元治之事を印面に彫りて贈るの約を結ぶ
如可、偶〻函館の井上一郎、蒔絵の函館海
産を見るに及び、職掌に記す事あり
左に其全文を掲ず

古川職掌、蝦夷の産、海人以職掌為業、近頃所
取、放佐縦酒、歳七百両、函館、余金頗某貴、
産上低三四顆、観謝者金而不受、曰者酒之
矣、當更作図章、午前謝絶来客、午後接客
客応、更深不初也、謂余曰、為家刻業数
顆、僅費一時、或曰、非経月支則不能、北特以
自誇大其事也、余以為此言非有所得則

安得至此乎、其心図章、右手把刀、左手持印
杖、放意弄刀、奥然成形、鬼起鵰落、一字
一点、繚繞旋轉、疎細間架、秩然結構、而起
然逆見、無卑近之習氣、故人爭請之、在北日
致巨金、而書供杯酌、不貯一金、將歸、過余乞
惠四金、余曰、四金而足乎、曰、足、元書森海
産料、則可也、到彼告我、又応有所報也
蓋其為人、頗酒職掌、如不復世可有何
拘矣、嘉泰、余上京見義夫、問職掌所在、曰、過
北国未帰、平生好游、而不得久客人家、故則
不顧人之厭惡、不関人之嫌森、嘯吟達旦
嗚呼不類、職掌非尚世人、頗得古人遺意

高杉英

○余大樓松窩の七律一帖を見て詩史に一の世松
窩、今津の人、恭平と称す維新の際勤王を唱ふ
今津に於ける惟一の勤王家也、今の函館滞富
名士傳を閲するに此人の傳あり
大庭松窩、名樓、称恭平、今津藩士、位卷
政日衰、谷藩主張尊攘之説、壮士四起、謂
逃(優拙)論之時、大丈夫安能對ゝ長主人
下乎、去海上回、無志士豪客、能論時事
安政三年、特使入朝、滞浪花、明太夫人
義、在北時、松窩乃與其徒、夜入西京著特政
斬之利政十三世木像首、列三條橋、如梟首

狀、榜書言其以事、藩報京師、時幕吏怒其暴行、捕獲繫獄、遂拘逮
錮獄中、上四藩、松窩被傳(逮)獄、辛酉告免
在囚者曰、五年始訪於此、獄紀都不記、御等曰
今快教之、恭士一見、歎服其間儀、此囚七年
詩歌以自遣、曰男子不為梅中將、死為無主
流芳芬、猶當為豪大、征伐海外耀四之
福志落々遂難就、空作楚囚徒悲傷、三間
板屋甚鎖鑰、終歲不得仰彼蒼、賴有酒海
舒懷抱、時ゝ醉倒自遣狂、且説慈腸又愛平
觴、万感集来不成醉、嗟乗者碎徒慨慷
城狐社鼠張威福、封豕長蛇猶跳梁、嗚呼

何日得再見天地日月、掃除妖氛清寰宇、戊辰維新、釋放幽囚時、薩公得罪、謂松高曰、一為朝廷罪人、世獨免乎、何幸哉、四鄰皆敵、松高挽城後、彰義隊校坂本平彌、橫行無忌憚、龍言怖喜高、出兵相持、不戰而退、投三條嬶橋、從酒色松高少之、大怒、隨一刀、往至其橋、投刺見平彌、與左右壯士飲酒、松高曰、有所問、待退侍士、平彌曰、願少其說、松高進責其罪、平彌沒寒平伏、直拔刀斬其首、流血淋漓、醉上下論、客人曰、吾與汝無讎、斬收刀、衆視褫氣沮、無一人格鬬者、其剛果類此、後為法官、主殺囚、某歲至函館、為廳長、已而免官、僦寓

輒視祓、則吟詩作文、家雖無儲石之貯、而見古典籍、衣相購求、有稚子、則酌酒款待、談論、至會意之處、喜氣溢於顏、不歇者、能貴師長、伸、謔詞排奮、不可復、為人之雖、力為之圖、抑強扶弱、不顧怒嫌、忍、所出活、家度業弱、無似氣、胚胎於天性、大義之日、別存一家之說、非今世之家所能衡、唯不以吉家自矜、故不見其楷行之美也、

一眠子曰、余與松高、為文酒之交、終日同其理、終不見崖異之行、唯與彼剛欲、一語不合、則慢罵怒目、拂袂而去、蓋其所以為狂乎、世其

狂不可及也、當日余處死、無所畏懼、生獄中、一夕覺人具沐浴酒肴、意以為死日到也、明日為惡、次日有命放免、嗚呼死生之動心如此乎、北條富自吐其實者、死有重於泰山者、有輕於鴻毛者、古人處死生之間、談笑不動而已、此固非常人之所能為也、

二月十七日記

○坊間上海九華堂所出雅冊五本を購ひ来る、古義の輪廓あり、界すべし、以て印譜を作る、百を捨て二冊を得たり、石印を作る、銅印一百を捨て二冊の印譜成る、他に家祖以来

先考之印、自家の印を作る、他一百あり、名人印、名印と雖ども、百を捨てる、他の三冊に捨てへし、但二百を捨てる、唯此朱肉若し印冊の紙共に注ぐべきなり、五冊まで成る、念の印譜と云ふを得ず、且つ稍々を、他の生紙注肉を得て再撰ん、既撰石印中往々注ぐべきものを拾ふ、更に取捨を要す、銅印も半数は印ぬ、元代の印花千あり、と雖も多くは高家の印なり、此等を除き去る、似なれども自ら雅致、一概に捨し去る可らざる歟

二月十七日記

家祖私印一冊、名家私印二冊既に成り、高雅

名家和印約百、外に雜印約壹百あり、以て二冊の印譜となし得べし、即ち架中の印紙計約七百を數ふ、無刻の枚二三十數此内に算せず

二月二十日追記

○本草和名二冊を購ふ北市寛政八年冊改元間の訂正上梓する所、原本を深江輔仁勅を奉して撰ぶ所、北の輔仁延喜の頃の人と云ふ詳うするを、然れども源順の其の和名數殿に此書を引くことを以て見れば古きこと推すべし、恐らく日本最古の和名本草なん數系本久しく佚して元簡之れを校府に得て訂補すと云ふ、鹿の蘇敬の本草に依りて為ることを明けし、北市屋代弘賢元簡の序を書し、殷ひも弘賢の書と

共に行る、近頃本草の和書漸く多の要の論とする所となる由、其價昂騰す、北市のかき十數年前を漢方醫に乞て二朱三文の價なりしに、今は十五圓一の價を為す、

二月二十日記

昨日村上書店に前數の冊と共に牧高初学の集二十冊を購ふ、朝鮮雜俎の未歴あること丈の表紙に標して和とする、初印本也、余前日有学の集を得たり、今之れ益と完璧となる、を喜ぶ、牧高の二冊丈は絶版となりて、價極めて高し、文政年の定價表にて二冊五十円と云ふ、余の得る初学の集は六十五円有学の集共合せて、八十數円に過きず

○細井九皋自刻印七八十顆余り筐中に有り、今
朝其一換出印譜を作る、中に二三九皋の刻に係
らざるものあり、而して春暉生前印、刻法
甚だ異なり、或は是れ楊南谿遺印歟南

醫博堂

谿春暉と雖も醫を業とす、而して一印
の文医に関す、蓋し南谿の印と為す心最も珍
とすべき迄なり、

第七雜印中間部閑志（杉重）の遺印

三顆を得ることあり、印を換まること勿
を要す　二月二十一日記

○新る印を換し七冊の印譜成る、他に半迄金刻石
印心経の印四十餘顆別に一冊の印譜と為すべし
無刻の印五十二顆あり

羅漢鈕石印	三	小印	十
羅漢鈕陶印	十六	陶印	七
紅砥印	二	金印	一
銀印	二	葦印（小林七賢鈕）	一
黄楊子冊印	三	紫檀	二
水晶印	七	石印	十五
銅印	五		七十五

北等の四方を拭手をして刻せしむるの在杜あり、方今印材の乏しき時に當り珍重すべし、

家義の印　印譜に載せざるもの、無刻のものを含まんか、七十顆に無人なり、二十年の蒐集こゝに列る、印房を新石山房と名けんも敢て誣えざるに似たり

又曰く、家義の氏名印に大路信印一顆、生年一顆あり可亭（羽太）の刻する所、余其の人の雅号を詳にせず、可亭の刻するを以て且くく雅印中に収む

（他の印譜を以てするの日）

の基を開し、大路信日出家大路竟田なることを知るを得たり、余又竟田の印一顆を見る、氏名印の日部に収む、彼是併せて名人印中に収む

るを可とす

二月二十二日記

○昨日の日記に新古書の内公慶上人年譜一冊あり、寛後後撰の北市の寺大寺大仏殿修築に棒げし所、公慶は一生を東大寺に美術に刊すけるもの、年譜と云ふ事実を経営す、初の日こゝに喜捨金を募る、後徳川氏の援助を得て公は の力を藉ることを得て事を成す、努力二十年、往年八九分方こゝに遷化す、哀うべし、墓の料として僧侶に銀二両十一月採物高六庭上の序あり

二十三日録

野史竟宴詩歌と云ふ一冊又賜人録もあり、これも嘉永の年源忠彦が野史七百年の著

此り、其を紀念するとて、高の名称を付し、
今題詩歌を募り、之を一冊に刊したるものなり
配り来る人世の虚名を稱、人を欺くに
如かずとて、其人も明治茶の仕事も載せず、
其者の文のみ載せる名称の名も知しあるて、忠
度を知んとする意なるべきも也

○今朝桂葉を一出来る、前の余の落し物印の配字
を云ふ、図書金石の前後する敢て始けず、乃ち其意
を以つて答ふ、

二月廿三の録

○閑に乗じて諸家の古文を漁り、盤谷宕陰の若
輩廿勝小紀を得、快読一過、坐ろに往年早大の時
に八勝を撰んでし、題賞文を募りし事を想起す

No.

大隈文
上掲

常時宕陰に北文あるを知らざりしも、諸家小品中、余最も山陽の小品の趣致あり簡勁なるを愛す、山陽の文集、後数版に属す、而して其の文所、詩を除き出書を淡し、往々自家の経歴と渉り、或は旅況を叙す、而して多く主張を寓す、本邦人中各心有一筆の識語(自家の)山陽の後に倣ひて成れるもの山陽の右に出るものなし、人或は曰ふ、山陽の随筆、五言絶句を集むれば完璧なる好個の随筆なりと、五言絶句の佳文を以てして随筆を陰学つて曰ふ、山陽の手稿数篇を乃ち随筆とせんと、真に然り

二月二十三日の録

山陽の小品文維新前刻するを以て数部あり、而して明治十年山陽小品二冊刻する所の山陽小品二冊

八未刊の小品を集め八家文の評語を加ふ、甚だ比類遺漏多し、見るべし、便宜、若し数伏の小英文を更らに追補せば好書を得べし、山陽小品の佚文も甚だ多し、北の冊中に漏れし余の寓目を経るもの、また六七篇を下らざる也、威家琴臺と題する歌詩のあり、詩義杉彦のあり、山丹を書き下部を載せ、斯して詩其の伝記の眉目の集詩(記)に漏れ、(記)の序文のあり、家庭蘇氏印集中にあるべき者及び検すべき(文或は文)あるべし)其の一部自刻の印に倣して林谷信云ふ云々の一文(この好文を書に載す)のことき美南条の記する所(歓喜園詩話)

うて其文稿を得て余に示す、余閑に乗じ代酔賛録と題署せる寸本二冊録を試みる数日既に二冊成る、而して山陽の詩を録して第三冊とすべくんとす、刊本と異なるものハ、此の賛録に収めん人歟

○故男爵前島翁の墓に於て建碑を任遺すべきものあり、碑銘の大要を云へし、墓金余と若干の寄附金を為さんことを願ふ、余之れを流しとるべきなり、敢て求めざるも此の挙の為め自ら近く墓金を携帯せんことを云へり其額を千円を流す、如此七人の多く為さざる所、而して余の之れを為すべき為に奮発あるべき如也、余を往年翁の為め銅像を作る

時に墓を斡旋し、翁の傳を作る時に自ら其の衝に当りしより、今回の挙るも亦斡旋を辞せざる所以也、翁の遺碑を為すべき地を翁の生誕地中頸城郡津有村字下池部、翁の実家の前方数十坪、二方溝あり、今回実家を有せず、北地六尺ばかりとなり、地土地翁の実家上池氏の下有地、別墓の如き地人の手の加せしもの、今田稗を建るに買収取りて之を、建碑の後ち土地を保存せ村社の方とす、長く保護す、北件に金を訪ひ来りて、坂田増四郎なる人、翁の舊宅隣家のもの[illegible]と云ふ

○流行感冒の威力を恐れて、兵士の外出するもの口遠く自粛

を纏ハーヒ、昨年ラ既ニ然リ、一日散策中路傍の兵士隊をラて街路を歩ス、時之れを観ルハ皆ラ白布あり、甚だ奇観とす、余戯れて曰く古ハ夜襲ラて枚を啣むの事あり、今ハ白布を以て枚ラ易ヘ夜襲の秘号古を易ス乎と一笑ス

○横山侍士（又次郎）頃日珍渋百一篇の著あり、我ニ早稲田大学出版部ラ上梓ス、此書ハ理科ニ関スル珍奇の小話を録シタルモノニて、童蒙の為めニセルモノ一読興味を覚ユ、余往年小田新聞社の新年毎日西洋の珍奇の逸事を譯シテ新聞紙の一隅ニ載セ喝采を博シタルコトあり、其の原本ハ故和田垣博三所著ニ係リ（今ハ其名を失念ス）多く西洋文豪の逸事ラ収め一渋味飽を禁ジ難キモノあり、後又某英国人著国会逸話（アネクドーテス、エングリッシュ、パアリヤメント）を得て、英国流行の幼稚時代の逸話を譯シ同じく新聞紙の一隅ニ掲ケタルニ、此種の材料ハ甚だ少ナクシテ後ラ日本の[illegible]海味ある逸話を掲ゲ約一年有余日日執筆シタル、今思ヘバ横山の奇渋百一篇を頒ツ之れニ類スルモノあり、一日出版部の命令ニ応ジテ之れを刊行シ續篇とス、依テ之れを換ヘテ西洋ニ属スル者百数篇あり、而シテ横山著ハスモノ一百篇ラ理科ニ偏シ余ノ文科偏ス、其同シカラザル所、却テ世人の趣を納ル漸ヤク上梓を企図ス、唯だ之れを版ニセンラ

現代の時文に改むるを要す、又荒木の傳を挿入する
を要す

當時新潟府知事の報の奥北の逆徒と余の来京と
来り援兵を乞ふ、主業となし時、當時皆之に応ず
りし、姫路藩士の名義を以て編輯し、今古雅俗
の名を以て金港堂を上梓せしめ、今此書
の奥附を見ると明治廿五年九月とあり、版権も
多分金港堂所有ならん、設令此文体を改むとい
ふも徳義上金港堂と一応の打協を要す
憶起す余は北遊途を彈丸日々登載するや東京
に於て宮武外骨滑稽雑誌に轉載して余に一
言の挨拶をなさず、余も亦敢て責めざりしも外骨

の怒る所あるべし、或る時余と一面を寄せ自
ら文界の窃盗と記して謝しいることを記す、
世事既に三十年の既往に属し何人も忘れんと欲
の自ら忘れんとする北書の一部が蘇生せんとする
ハ喜ぶべき也

二月廿三日録

○家記 牧野康哉の大印を鈐あり、刻者の款
云天保癸卯仲春 日谷林仙敬家刀とあり、先年康
哉の行人なるやを長谷の方人と詰めもるの支流
主なることを知り得たれ、刻者未詳ひさしぶり
偶に数不の遺書印傳を換ずるに地人の偽あり、
只今牧野氏の家臣なることを知り得たり偽と

木林日谷、通称新吾、仕牧野侯、侯第五日比谷門内故邸日谷、安政二年十月二日第五之夜地大震、屋倒壓死、余曾於大槻磐渓許觀其刻印

北印未印譜に収
めず刻者の為め
存すべきを覺
ム

余家秘蔵数百の印に伯民刻と落款あるもの一顆あり、伯民の傳未詳、伯民は長崎人と見えたり人名辞典に其傳を
載せず

源伯民、本姓清水氏、名英、字伯民、弼頑翁、又弼養和堂、長崎人、能篆刻、得法丁書嵩、徐兆行二氏、又賀董三橋矣、法家之印譜博采衆美、寛暦六年、著斷嘉頌印譜二卷、當時長崎有称古印、席氏右、而末蘇晩黄震二人所刻、酬古集之大印也、伯民摸刻之、傳于世、其印後歸于池原日南堂力尚勁逮坊間所傳酬古集大印之比也、余

嘗觀頑翁手鐫、其歌云、寛政五年癸丑孟春
頑翁、于時八十二、其家伝養秀、刀法雄健
可謂老益壯矣、其年九月歿、
家祖の印ゝ頑翁記を刻し
推すべし
○文人の義ゝ長する者往々鄙夫唾棄すべきあり天
時方壺千原夕田の如きこれなり、偶ゝ函館游宮花士
侯を訪するに曰く天明方壺老、老畫の世、明治十
九年長月来游、時余者郷不在、見其所畫、老成能手
設色古雅、今意之如、現筆端近来畫工、所謂者無
出方壺右、方壺有阿波癖、其作畫價極貴、貧
生不能得之、顧長康所謂妍蚩傳神、心在阿堵中者、余

是以戯曰、頑翁倒方壺、呼為孔方先生也、方壺所財
利大言自喜、常曰世人買公債銀行券、北海五田所
利有限、至吾畫、百年之後、生息必無百倍、世人賤笑
其傲誕、又千原夕田ゝ就ゝ曰く、千原夕田豊後日田人
以書有名、揮灑蒼勁、姿態適因、親携絹素数
丈来、有人乞書、則書所携之絹半、不敢也人所持
来、一絹方七尺一首、價五円、不論謝金、雖尺紙片
素、不低字、流通自由、收藏者、無此批收金者也、云ゝ有人誤夕田為石田者、曰石田
多獲如彼、何名實之不相稱也、云ゝ
此者ゝ杉本壽大夫の語り、壽大夫ゝ開成所
頑翁ゝ師事ゝ前島男爵ゝ其の肖像ゝ

こと前項男の條中に記あり、今此條又男の子
に及ぶ、曰く、松本壽太夫、不詳其出處、聞壯時来遊
彼後在江戸、仕幕府、為前或所頼取金一帰省將
再赴江戸、告別江情五郎、五郎曰、壽太夫吾舊友
也頃有信也、中請招聘一也、卿幸去、宜訪彼
懇托愛札、是以請壽太夫、再四不得會、後者在家
時方盛男使南美婢侍左右、而固辭以取涼、極傲
慢、謂吾曰前日送下諸我探其狀、頗疑為就波浪
士、是以避、今不然、則奔可屢来、然吏務多端、不得
寛待、諸想像、儻有前鴈来輔右、家在牛山龍
山伏術、可訪之、吾當詳告、足下来意也、来輔亦
奇流為不遇、在函館、彼、即今隱住次、吾是也、後

十二

數日往訪談不投機而去、云、
○今津八郎（盛）氏、此料を設、必孫
義千方、頃有九の殆を一生、餘を數
年を需す、余即ち「宮嵐橋西」の男家を生
首に、遂し塞責、北四字支部の人の白を
これを告ぐ、彼の舊都、籍まる、
本邦の人、較ものれ南都の論、
七、貴輩、偶ふ、の也　二月廿四日録
○廿四日、晴、雨雪交、列る、終日兀坐、歌集を思ふ、出
て、神田の古肆、を訪ふ、二三の古を購ふ、古硯也、即
諸（三冊）、又一也、北邸諸、西京山田氏年の遺、印を取
て、大正四年十月、舊事紀念として作る所、山本竹雪翁

尤も多し、巻尾に自刻印十数あり、余西京に往来歩行なること終に此人に會せず、斯人に就て其の印譜を乞う案中に置くも可也

○早稲田大学の母校、大典を記念するに改築を企図しつつること数年前にあり、當時金館長の任あり、自ら近人に義金を四方に募り、為めに五十番円を得たり、其後建築図案を作ること二回、将さに工事に手を下さんとするに及んで、世界大戦の影響を受けて物價昂騰の甚しく、工事を延期するの不利なるを感じ、延期時を待つ間も、早稲田に内紛起り、其後大学令出で早稲田昇格を得るに至る結果、差当り高等学院を建てんとするを得さる事となり、義金を再募集して其の

費用を充てんを得たるも、多額の費金は輜軫の如く回転の速なるを要とす（べき）資金を一時流用する事となり、僅かに大典記念事業の一部数人に過ぎず、流用化して校舎を建てたる事、而して大戦前を続ひて物價は低下せず、且手を下さんとせし当時に比すれば物價実に幾倍するものあり、當時勇断を以て工事を起さば明らかに利益ありしものと時に惜しむべし（惜しむべし）遺憾とする所の念を禁じ得さる也

而して今日物價の高騰の物ものすごく、初志を貫かせる可らさるに到り、学校維持費に於ても漸次、建築の議を決し、過般来設計図を作り、差手の委員を挙けたるも中に金も加わり、数年前に一回委員会を開くに到るも、唯に学校の経済状態を一番金部を築

造するを許さず、先づ三十萬円を得る程度の建築を第一次とし、餘りを第二次に譲る事とす設計もこれを基とし、大体今次を約八分件を建築することとし、之を坪約三百円総数二十四萬円設備費六萬円、地下室を含む四階作りとし閲覧室を地下室とし三階に置き、研究室七三室先づ成る様室のみ、事務室目録室、雑誌室の外、地下室に喫煙室、婦人使室、学生休憩所、便所等備はる設計とし、従来の倉庫より、位地を轉じて新築後の一隅に移し、今後建つべき書庫は此書庫と連接して一直線をなすべき計畫なり、而して第一次に於て新立庫は目下書庫と接続する一部丈作

る様、望也、新立庫はすべて六層とし全部成る時は八十萬の書冊を入るべし、これ大略なり、金が在館時代案に於ける設計図は書庫の位地に於て相違あり、他にも相違の点あり、新案を以案と比すれば優るを見るも、但し内部の室割り室の廣狭に就て不便と感する点あり、第一四面廊下に於て二三室宛の点に修正を要し見を陳し教師をして設計を変ぜしめる様図成り、今之れを點検するに漸やく出来を見るも、乃ち修正の大要は閲覧室旋廊室を一層拡張する事、事務室の位地を変じてこれを拡張する事に研究室をも拡張せんとすること等なり、此等を踏まる修正を加へて教師の設

討成りて、北華清話の紀摸を模倣したる結果なり
目録室漸やく狭隘を告ぐ、これ更に一考量を要すと
云へり、本二回委員会は三月一日より多分本二回委員会
に於て大体を決定し、起工は九月とし竣工は
翌年

○西洞立布衣遺著一帙十冊を得、北内：金寿門の冬心集四冊、丁敬身の砚林詩集二冊、蒙泉の冬花庵燼餘稾一冊あり、蒙泉も後ちなし、北華三人と西洞家の大家也、印の如き既味あるもの秘笈の写き珍賞愛護すべし、砚林の遺著にて砚林印款一卷を附す、丁の如き款識大いに備る、是又愛印家の珍とすべきものなり

二月廿六日記

○慶長以前の印譜に擬したる別紙の廣告を
五橋が模写の目録の目録人三村林洞の山四洞心（未
山也）と為めて作りたるものなり、林洞も林屋
の遺子にて国書故味あるものなり、墓刻を
よくし、特に漢の吹きたる門家を翻倒したる祖
の能あり、極めて細密の人也

序に記す、後藤光乗今上校準備中
の高橋仲平翁「筆山の徒」「筆海日誌」なる
き今年米津仲大郎と左のごく語る、頃
事なんと自分に興味なく、何かとすれば
学ぶと器械家の花に伸したる極密の紀
を寄目せしことあり、ぬるも未濃の云

稀書複製會

第二期　米山堂山田清作 東京牛込

見本呈上仕候

複製古書珍　採訪又新

彫刻極妙　技巧傳神

入微究精　殆亂眞

絶板三百部　事業茲伸

本邦第一　會運益振

第五回配布本『參海雜志』の原本は、第一期に複製したる『遊相日記』の原本と同一形式、同一紙數にして薄葉紙九十三枚を綴ぢ、藥袋紙を表紙に用ひたるものなるが、會員米津仲次郎氏の談に據れば、此冊子はもと、松崎慊堂先生が日記の用に供せんとて考案したるものに係り、記入法は十二行（十二ヶ月）二十四字（二十四位）にて、紙數を九十三枚としたるは一日一枚と見積りて三ヶ月卽ち一季（春一冊夏一冊秋一冊冬一冊）の日子に宛て之に數枚の豫備を添へたるは月末の統計に用ひたるものにして、華山先生の三宅坂より澁谷の羽澤に質問に往きし時にも若干冊を贈りたるなりと云ふ。而して慊堂先生の自用本（鹽谷宕陰、安井息軒兩先生の閲覽を經たる本）は今靜嘉堂文庫に完存すと聞く。

○余近來日々圖書を漁り且つ購ふを以て或人と日親とあり、性來の圖書癖と因りて甚も讀む所の趣味を感ずる深き由なる也。余も來訪の人あり、圖書のみ親しむべきものなり、日々購ふの圖書、大抵復讀之を閲し、書宏客無き時亦之を讀む、必ずしも趣味に偏せず、必ずしも專ら

を專らとせず、而して從前格別興を覚えざる書はて深く感ずるものの多くは、由て謂ふ、必ず文字の之に就て讀むべきものあるべし、若し文字其使に讀むも味を感ずるとせんか、前年一の時も中年の時も味同一なるべき也、而しても未特に味を感ずる所以を、別に仔細なるべからんはあるべき也、之未書を堅るも横るも左右より六紙背をうつして參考を得さるものなるも、其の通方而てうつして參考を得さるものなるも、其の風味を殊にすと云ふ、附合の説の如くなれども、事實然る也、讀者の頭腦、讀之備はり、世故經驗あり、而して書を讀めば文字外の事も讀み得る也、書中の事と同感を生ずる

種々の聯想を起し、書外に味を生ずるも、皆各自年時頭脳一変の時に、八無き事なれども、世故紙験を積み、又た後に於て初めて得べきもの、こゝ志境に入らざれば能はざる所なり、所謂る墨らも模らも村にしれず、しかも紙背ならず、漠ちゃくしと云へる也、所謂る門外の説なり、未書味深しと云へるべし、老来一も老境を感ずる所を記すなり、

二月廿六日録

□暫平山書を弱めて永井禾原遺印四顆を得た、これ物なるか印を造也、他に禾原四顆の印二顆あり、内に細字の款識あり、美蕊梁の器あり、匆卒真贋を糾し難く、偶々刻去凡一月廣仁と新す、（二月廿七日）

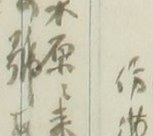

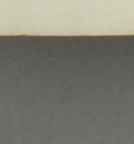

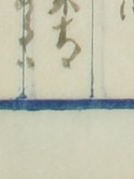

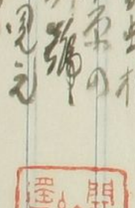

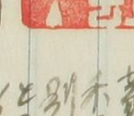

前の得る所の印は
姉の刻印と共に
姉妹印と云ふべし

永坂石埭

尚絅
墓山

對虹楼
禾原の別號
年見之
とか

開物紀事
墨青

無款
此の説も
未だ断
ず

禾原と未だ
の弟子
とか

海客
谷港

別紙通知書の通り本年中二回に渉り株金拂込未濟額全部の拂込を要する事由大略左の如し

一　本社の製本事業は從來下請業者に本社工場を貸與し委託經營を爲し來りし處之れか改善を圖るため自今直營に改むるを要す

然るに現在の製本工場は頽廢腐朽幾んと用に耐へす改築を要する折柄偶都市計畫法に依り住宅區域に工場の設置を制限せられんとす此際急に工場を新築せされは終に永久不可能となり折角所有の工場敷地も其利用の途を失ひ事業の發展亦全く阻止せらるゝに至るべく爰に於て本社は獨り製本業のみならず他日一般印刷業に對する擴張計畫を立て既に夫々工場の改築又は增築等の認可を得置たり而して今般先つ就中急を要する製本事業直營擴張を決すると共に工場の新築に着手せり該工場成るの日には最新の機械を備へ從來の手工業を機械作業に變し製本事業に一生面を開

かんことを庶幾す

一　國際勞働會議の結果來年七月以後執業時間に制限を置かれ絶對に夜業を禁止せらるへきを以て其失ふ所の時間を補ふには能率ある機械の增設を要するや論を待たず因て本社は既に其設備を企畫し新式機械の製作に着手したり

以上の計畫に付製本工場の建築費及必需機械費として約金拾參萬圓活版印刷機械及其他の製作費約金參萬圓合計金拾六萬圓を要する概算にして此の二途の費用に充る爲め未拂込株金全部の拂込を爲し尚剩餘金は融通資金に充つる筈なり、而して本計畫の工場に充つへき建築物は延建坪二百拾坪の鐵筋コンクリート造三階建にして該竣成期は本年八月末注文機械の到達期は本秋九月にして又新式印刷機械の出來は來七月末の豫定なり

○日活印刷株式會社三月三十日を以て株式會社設立の件

先づ十四日の拂暁を待て八月の拂暁を
ちさしめんと決し、所詮(も)先も遠く
以て現世也右のごし
の支那と文彭雪渕の厚心多きと共に実蒙るの厚恩
も甚だ多きを以て、前月大隈邸と姓名を書るの歌碑
ある大印二顆を見る、当時既に其の真贋を疑ひ今と
迄て棄すまるを惜しも真跡なるべし、北二顆其の歌碑
を見んば一を木松に徴めて蘭士のあるを幸とすべき
り、一を石田侍中の渓を採りて考跡を刻し、又蘭
士の為に刻すとあり、蘭士と共に西冷の一
大家こ、若し北の二顆真跡なるを百金を投ずるを
敢て辞せざるべきを、二顆共に刻の甚だ拙なるを

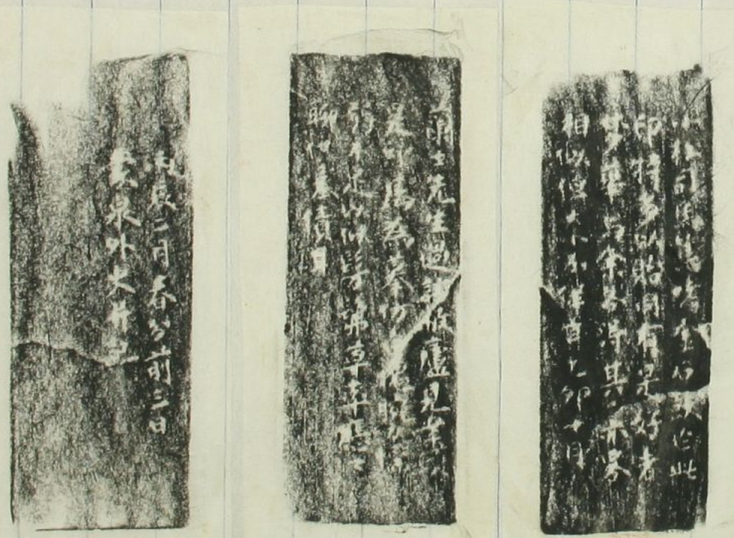

李何氏、支那の瑞瑞蔵に、斯るものあるを、未だ聞かず、
こゝ瀕死となるの日、自ら焼け入れんとせしの人と聞くも、其風
を知らずと雖も、これを愛惜の心、切なるものあり、
未だ眼無きの也、余慶応を案遊に置くこと
実に実に言ふべきのみ、然れども能く架中一標本として之れを
存せん歟、清商の猾を[illegible]
べし、重物と謂ふべし、

愛惜の極、不幸の人、一時家族を多く喪ひ、
火の為めに家を焼きこれを又死す、其の行冬
花鹿集を焼けの、一冊冷土布衣
集の内に加へ、論書論絵の類十冊ばかり
見るべし

○今年綾文の御事の義を大隈卿に聞く、豆
谷前侯と雖も高と雖も、士卒人無く、侯を見る
皇太子殿下に謁する時の事を大変感
ずる、侯のお謁を殿下に奏し、外務卿
辞を下さるべきと、高と雖も感服
奴、供奉者も高に二あるし由、侯を伺のと
とく、一時引退くべし殿下の御命
も然るべきことを言上さる其の要旨、
王者を敵とする事を繕(述)べ此方元帥の
御命と無念する者のあることを殿下の氣
を弱めまいことを憂り、奏つける為めなる
と之れを説え、日本の皇室の世界を冠する諸家

相なることを西洋法の皇室と比較し、宜しく
自覚あるべき事を論べ、外国の君主と為んと
一歩も譲らざる態度をお取りあるべし、さん
こと外国後の如き、可成前ならべくのし
位言ひあやまることあらば訂正や言直しな
ど清無用なり、飽まで毅然たるまわしと
御の侯一流の注意を投擲し、終に日本武尊
の形を引き、尊ち十八歳の時強弱然
然を殺し給へり、尊は女子と見誤る様な
美貌の方年と雖も然れども毎酒を傾け
ありたるを捉き殺すに切なる
り、斯る勇気を王者の厚者者たるを知ま

び所々に雪を載舞ひたれ、帝燈けに充ちた
ゆきを落る、　二月廿五日記

侯の賺を真に受傳る人の賺也、外国の実況
の美に眩し、義侠の心し給ふの、勝き男も編
のず流歩あれよ、るどの注意ちさんなるとう、
英親の言も見るべき数

「侯を北海侯の高る、此色音を解し
色狂ひと思ひ、ものすると謂ふ、こんを
皇天子初ての地の人義意家の色音
の為あるを見を現ものし山和尊の傲慢
時約を破らんとせし、其の現の色音を
世間の解する不ふ、色音色を強ふし得

さる為みるを以論ふる世の誤解ふ
喫飯に伝くふ、こんものことする引く
誤解し誤解ハ誤解を生ず、今ものの
不謂重大る伝ものく実ものを飽ず
び伝ひ世ふの揚所に妻ず、誤解の大ふ
豈色音に止まるんや

○二月廿五日、郷田の玉居を訪ひて一二の色を得

○郭林宗墨拓　郭林宗の碑文四蔡邕色
の色と侍るものふ隷體　郭逸　辰斜快を
学ん

○日本兵器沿革志　明治十三年陸軍文庫
に於て刊する所、兵要地誌と日式の教示版也

今之北書珠璣に居し、兵燹流離を徵す
るを爾りて重宝を寄せ也

○草書　落書を任販　四冊

此の本京都細川書店にて買ひ求る柳陶淵明三
篇梅利を述す、北の才三篇を今こ於て書
得難し

○陶柳陶淵明を讀み、蓑湖の跡を尋ね一笑
を寄す、蓑湖酒を嗜む、文酒を脫せず、然
んも此跡亦小品の住篇なるを失はず、
貴光平生既吟咏、書中所時、不再下
千の命、然資性通達、不欲出示人、今茲幸

已年六十歲、其三婚淑德、公謹士編、欲請
延體、又二十、篇、刻以俗壽、而恐其不許、
未謀之、余、曰、丈夫花貴見手也古律二百餘
篇、冒就其中選刻、吾兄義其不請、三
子其受罰能如篇數、則已、非德色、但曰某
不佞、數杯、先生之所悉、請再思之、士編於傳
僅指曰、三四百二十、先生能為吾儕當其一分
乎、余未有以答、公謹奮氏顧二子曰、丈夫一飲三
百杯、百二十能何足避、不須後炊、先生、余拊掌
大笑曰、果有此豪懷、難一夕鑿而池、可也

卷大位識

保七年柳陶の住詩（翻）四首を紹す

梅花開到九分

枝北枝南春漸加、蕊邊疎處玉無瑕、賞心恰得九分好、開到十分即落花

晩春

誰道閑中日月長、聽鶯撲蝶夢蒼茫、吟詩未了梅花使、春事忽々到海棠

秋蝶

倦翅展来花也慵、露花叢底睡方濃、霜風縱使秋花醉、無後春風舊舞容

偶作

誰憐老農艱苦情、種時霖雨獲時晴、斑鳩不負畊叔事、相逐相呼自在鳴

漁夫図

唐図於何之、汀洲烟漠々、山中昨夜雨、溪口魚児蒔

山村知帰

日暖西山氣轉微、秋桐漢々暮鴉飛、天寒古道人行少、十里青松一騎帰

九月獨酌

山雲獨進菊花杯、不見巴沙入饌来、憶昨海棠開盛日、巨鰲圍罍滿盤堆

三月一日手録

余北洲の詩を愛す

○漁洲隱士洋行中の高吉仲翔此の土童子と共に珍海を路る、之を樂しむ（田舞）

翁全集、多く欲しく思ひ先年丸善と相談し
依頼し終に入手に到らざりしものなれども
翁の生地ストラッドフォード、オン、アウオンに於て
多くの所のものを搗きて沸かせし
為ひ搗ひ方とて、寸法の方等も脱せる絵図
なる地名の印刷、記事あるを
格式東京の風景帖実録に二種掲げたるも
ものを望さすも充さるかを、詩集三種こ
とすれども皮表紙をつくり
の珠玩とするなる
○大隈侯像の写真
今の滑稽集に載せん

三月廿九日

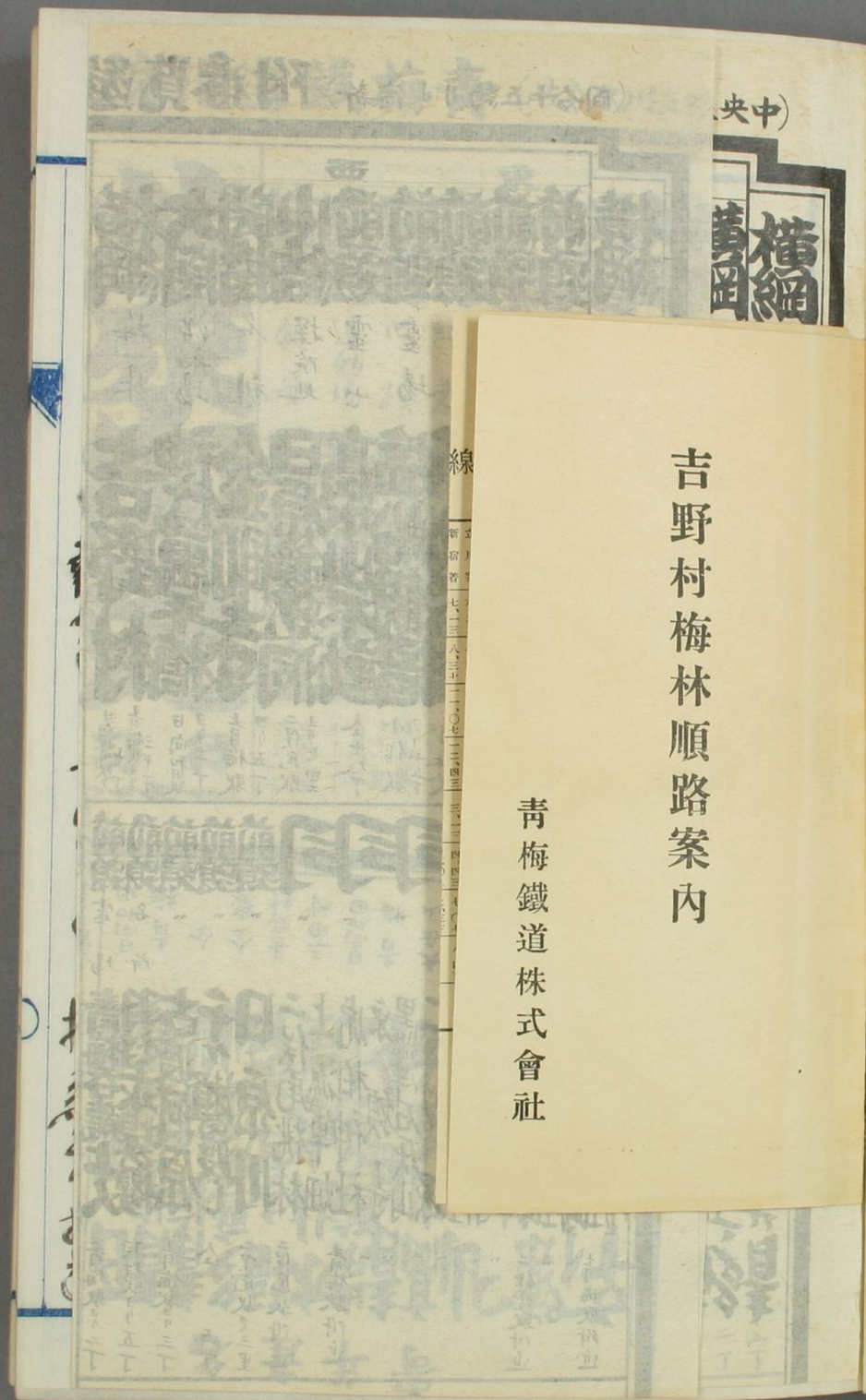

吉野村梅林順路案内

青梅鐵道株式會社

こゝに紹介

吉野梅郷名所旧蹟として青梅鉄道会社が梅林案内を
宣伝する、間と得た観梅の行路を試みに一の
地、吉野梅郷の代りとして、附帯の
者附帯の名所旧蹟として寄せ集めたものも、地図の
序説に一般的に一般的なものを
なることを初め置くことを以て俗
する

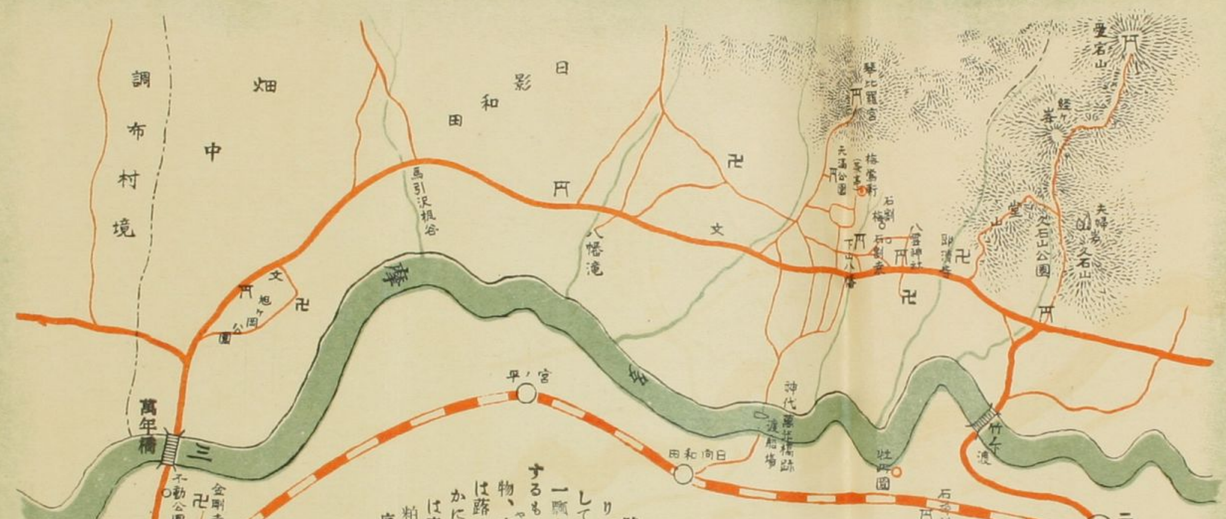

観梅と云へば寒風に霜を踏みて見るが常例で（風流は寒いものなり）との嘆聲を發しますが吉野村の梅園は三月上中旬の交が盛で春風駘蕩散策に最好季であること山水明媚の郷にあること しかも東京よりの日返り旅行には典型的のものなることが最大特徴であります

毎年観梅の風流韻士が地理不案内のために折角の勝地も観覧上閑却されて居るのがあります、依て茲に順路を示して御参考に供します。

（一）本社線の終點二俣尾驛――竹ノ下渡――久石山公園――経ケ峯――堂山――愛宕山――即清寺――石割梅――梅鶯軒――天満公園――萬年橋――青梅驛

（二）青梅驛に下車――萬年橋――天満公園――梅鶯軒――石割梅――即清寺――竹ノ下渡――二俣尾驛

（一）の順路に依れば眞に趣味深き散策でありますが距離も長く峻阪嶮路もあり て徒脚を要します（二）は田々たる平路で至極容易なものであります、萬年橋より天満公園に至る間は路傍皆梅樹あり観梅として過すべからざる道程であります

一鞭を携へ辨當を腰にして消すがら吟詠を擅にするも一興でありますが梅鶯軒に至りて山鳥の吸物、山女魚の煮びたし、名産の生蕎麥、鶯菜又は蕗の薹のひたしものに一盃を傾くるも野趣豊かにして一層興味があります、御みやげとしては青梅前餅、青梅の粕漬、梅干、梅羊羹山葵の粕漬があります

序ながら御披露致したきは吉野村の青年團が今年は都人士の來遊を歓迎して至る所に消しるべを掲げたことであります御遊覧は非常に便利になりました、尚附加へて御披露申したきは本社が昨秋開園に着手した牡丹園であります、園は即清寺の對岸石神祠畔にあり て多摩の清流に臨み風趣絶佳の地既に五百餘株の植付を終り目今園内の造築中であります新緑と相待ちて五月には御清賞の榮を得ることを期待して居ります

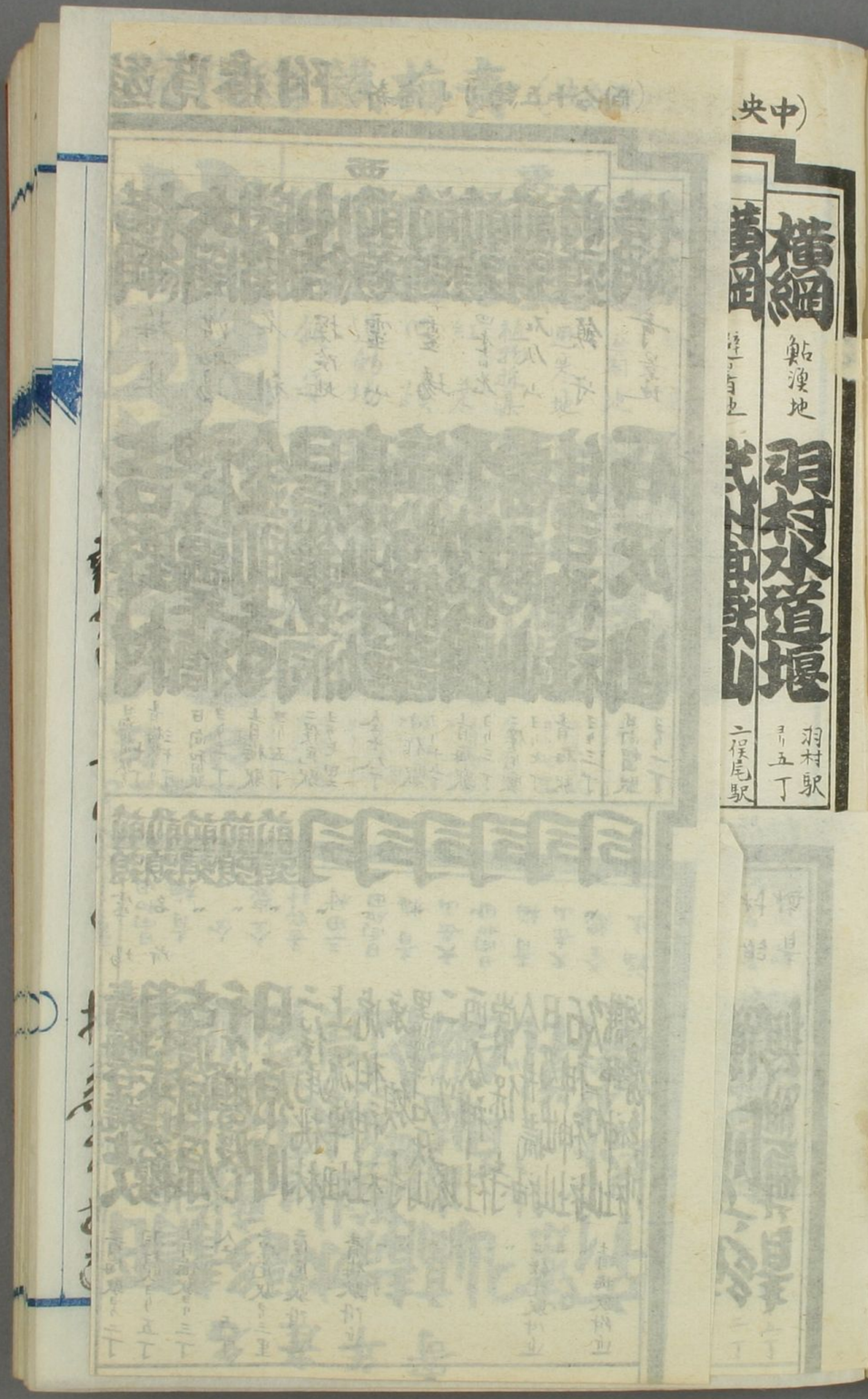

省社線接續時刻

列車番號	二	四	六	八	一〇	一二	一四	一六	一八
二俣尾發	午前	午前	午前	午前	午前	午後	午後	午後	午後
日向和田發		六、二一	八、五七	一〇、二三	一二、五四	四、二一	六、二九	八、四〇	
青梅發	五、二九	六、四六	九、〇四	一〇、五四	一、〇五	四、四〇	六、三八	八、四七	
小作發	五、三九	六、五八	九、一七	一〇、一四	一、一〇	四、五三	七、〇三	八、五七	
羽村發	五、四五	七、〇六	九、二八	一〇、二六	一、一二	五、一一	七、一一	九、〇二	
福生發	五、五一	七、一四	九、四二	一〇、四八	一、一四	五、一九	七、二〇	九、一四	
拜島發	五、五七	七、二二	九、四八	一〇、五七	一、二〇	五、二六	七、二六	九、二〇	
中神發	六、〇四	七、三〇	九、五五	一一、一三	一、二七	五、三三	七、三三	九、二七	
立川著	六、一二	七、三八	一〇、〇二	一一、二〇	一、三四	五、四〇	七、四〇	九、三四	

列車番號	七〇一	四三一	四〇七	四〇九	四一一	四三一	四三九	四四一
立川發	七、一八	八、四三	一〇、一〇	一一、一〇	一、一〇	三、二〇	五、四九	八、三〇
八王子著	七、三九	九、〇五	一〇、三〇	一一、三〇	一、三〇	三、三〇	六、一一	九、〇〇

列車番號	四三三	四三四	四〇四	四〇六	四〇八	四一〇	四一〇	四四四
立川發	六、二二	七、四六	一〇、二六	一一、一〇	一、一〇	三、三五	六、一七	七、五三
新宿著	七、二三	八、二七	一一、〇七	一一、二〇	一、二〇	三、三〇	六、一一	八、四三
飯田町著			一一、二三					

列車番號	七〇一	四三一	四三三	四三五	四三七	四三九	四四一
飯田町發	午前	午前	午前	午後	午後	午後	午後
新宿發	六、〇〇	七、四八	一一、〇三	一、一〇	三、二六	五、二四	七、二四
立川著	六、二五	八、一一	一一、二八	一、一五	三、三六	五、三〇	七、三〇

列車番號	四〇九	四〇九	四〇九	四〇九	四〇九	四〇九	四〇九
立川發	午前	午前	午前	午後	午後	午後	午後
八王子著	六、〇〇	七、四三	一〇、一四	一、一四	三、二〇	五、一四	七、一四

列車番號	一	三	五	七	九	一一	一三	一五	一七
二俣尾著	六、〇五	八、三一	一〇、〇三	一二、三七	一、五一	四、〇六	五、五九	八、二六	九、五七
日向和田發	五、五九	八、二五	一〇、〇〇	一二、三一	一、四五	四、〇〇	五、五三	八、二〇	九、五一
青梅發	五、四六	八、一四	九、五四	一二、二八	一、四二	三、五六	五、四六	八、一〇	九、四六
小作發		七、五八	九、三〇	一二、〇四	一、〇〇	三、三四	五、二一	七、五七	九、三〇
羽村發		七、五二	九、二二	一二、〇〇	一、〇〇	三、三〇	五、一四	七、五一	九、二二
福生發		七、四七	九、一七	一一、五八	一、〇〇	三、二六	五、〇〇	七、四七	九、一七
拜島發		七、四一	九、一一	一一、五三	一、〇〇	三、二〇	五、〇〇	七、四一	九、一一
中神發		七、三三	九、〇二	一一、四七	一、〇〇	三、一四	四、五八	七、三三	九、〇二
立川著		七、二二	八、四八	一一、三九	一、〇〇	三、〇〇	四、五二	七、二二	八、四八

列車番號	一	三	五	七	九	一一	一三	一五	一七
八王子發		六、〇〇	七、二〇	九、五四	一一、一四	一、一四	三、一〇	五、五四	七、二一
立川著		六、二〇	七、四三	一〇、一四	一一、二五	一、二五	三、二五	六、一五	七、四〇

列車番號	四三三	四〇五	四〇七	四〇九	四一一	四三一	四三九	四四一
立川發	午前	午前	午前	午後	午後	午後	午後	午後
新宿發	七、〇〇	八、四一	一一、〇三	一、一〇	三、二六	六、〇〇	八、四〇	
立川著	七、一七	八、三一	一一、二八	一、一五	三、三六	六、二五	八、五七	九、五五

列車番號	四三五	四三七	四三九	四四一
飯田町發	午後	午後	午後	午後
新宿發	五、二四	七、四二	八、四〇	九、五〇
立川著	五、三〇	七、五一	八、五七	九、五七

列車番號	四〇八	四一〇	四四四	四四四
立川發	午後	午後	午後	午後
八王子著	五、五四	七、二一	八、三五	九、二〇

青梅鐵道沿線遊覽番附

（中央線立川駅分岐）　（新宿より約五十分間）

東

横綱　鮎漁地　羽村水道堰　羽村駅より五丁

大関　武州御嶽山　二俣尾駅より二里

関脇　高宰梅　青梅駅より七丁

小結　鳥居堂　拝島駅より十三丁

前頭　大山　二俣尾駅より七里

前頭　河内鑛泉　全二里

前頭　青梅山　青梅駅より一丁

前頭　滝山　拝島駅より一里

前頭　三島神社　青梅駅より一丁

前頭　青梅山　日向和田駅より一丁

横綱　避暑地　納涼　遊園地　避寒地　植物採集　紅葉　旧蹟　運動場　鎮守

出張御免

行司　清梅　羽村　小作　二俣尾　日向和田　驛

勸進元　東京府西多摩郡青梅町　電話青梅二一番

西

横綱　梅林　渡船場　名刹　探険地　霊山　霊場　四季の花　石灰山　鎮守　寺景地

大関　吉野村　神代植物園　金剛寺　日原鐘乳洞　島の木　塩船観音　不動尊　雷電山　住吉神社　石灰山

関脇　高槻　巡礼　不動尊　人造湖　日向和田駅より七丁

小結　青梅　青梅駅より三十丁

前頭　前頭　前頭　前頭　前頭　前頭　前頭　前頭

名産年寄

青梅　羽村　青梅　氷川村　吉野村　多摩上流　吉野村　青梅　全線　氷川　二俣尾　肝要山　二俣尾稲生　日向和田　多摩川

清酒　醸造酒　水　清涼飲料　鳥　清酒　鮎　魚　酒　粕　海苔　清酒　梅干　梅酒　梅干　梅酒　梅干　梅

この頃なり

つ古梅樹を寄せたる事ありと

の百三年前、吉野の北城新報の説に曰し文林
陳族の題ひこ文人の遺墨二百四、自ら所蔵
寄贈せらるることあり、これと同じ様なものの新聞
等に掲載せんと待ちかまえつつ、前回と重複
たさる文人の遺墨を拾集せし 約三十
件一種を得ることを以て其の説と唐すること
なりしなれども熟考するものなくして新聞をおき

この外に当藩の俳諧家を上京せしめ
しを機とし諸方の俳家に右の七人を三の三席
より毎月六七時間の授業を稽古せしめ左の二十数
件の業績なりとぞ、その他四十四種の古の
とする得べし、人名下の注は合俳とする所
柳湖　美湖　如亭
佛庵　桐庵　穀堂
真傳　松山　松高　大庭
和亭　雪城　麦屋
北海　梅亭　湘亭　山陽　延陵
河井継之助　方谷　閑雲　一柴
酒井仲　梅里　景保　吉三郎

尾方高雅　勝海
梅泉　萩翁
今次の義兵「文祝」の概略を掲出の筆也
（上京金子家に於て余の祝詞を朗読する事に成る）　三月九日の録
新撰　金子の方の二首の和歌を誦す
真傳先生　入京して尼子と共に
一瓶の茶つくり
ようこそと義乃
○坂の五筆事務所次余侍筆を出し新乃
の詩を需む、五筆曰く詩乃の詩二十数年

前作の所、此度改作未だ全からざるを、惜しむ所
の高藝と教ふ、余四首の内第一首第三句を
愛す、第三句を寺町の句也、此句孫秀枝

村行　東華下八字用修水峽を出る

訪僧李崎長老　李崎長老名信樹秋壽星美人三月
雪也角山西南城柳柳鶯宣去東風到近
寒初今開殺時所殺　五峰

剎と寺物語深す、今面改まる、五峰未
詩を解しなり、全蹟を尋ねる夢の全
蹟を東果と改むるとのことなり、全蹟を
小説夢と解り無の如也

重陽後一日登波部物寺　詩去る五年秋此日新
酒の花是銷金時姓高帝新一重の去日風雨
十里孤珠那此間題詩金石士不讀西山住
詩多　五峰

酒於風外仲情聚空吟都中小水一條金路
主丈庵橋夢舊春七十二如橋下再羅盃
楊柳飛花姑蘇城水中流水鳴我是三生香代
夢懷注禪楊社吟簡　立峰士煙

未四首之相如亭舞代鄉人と事り終に行留に
入る者者なるに言及す、各珍珠のごし
行留に住する。詩人の情投めがしも初めて一の

桃花楊柳春中新見油舟江一幅真生如古稿
下窓得浮沙多似浮屠人物如國八千
水仕麗耳御三百年吟歌相如仙蓮代
岡田忠記道津　立峰士煙

○三月十一日　坂谷に於て　才三月九日錄
南屏蕉談　一二の色を賜ふ
三冊

北宋南山古梁禪師の禪の教義を説き
仏教を学ぶに関係あるもの
著述なり、何人の参考となるべきもの
第三冊は禪経仏祖の教説を載せ
法宝を引き路を示すこと
殷勤懇切なる原刻整
版今尽く稀也

大本　一冊

華山道士明賛
元の末の画家の画帖を縮
図華社に於て瑠璃版を刊行したるもの
也華山の纖細勁健の筆力を見るべし
巻頭に十二枚の画に添へ各一
詩を題す也元亨書を題す

五峯先生遺墨碑を建てこれを合刻
の用を供せんとて彫りたるものなれども
未だ此ことの如き森羅万象
二三百を数へ詩友と共に
うたひ、三四葉を綴り、物
本とあるべき迄
○安井息軒の撰述漢文十三則を
書、同じ掛軸の如く世に出づ、漢文十三則を
載せ、息軒の考察の深遠と博覧の一端を見る
べきなり也　安井小太郎氏之
已未紀行のうちに中庸
格言畫を底本に所収
五峯先生遺墨碑を建てこれを合刻
の用を供せんとて彫りたるものなれども
未だ此ことの如き森羅万象
二三百を数へ詩友と共に
うたひ、三四葉を綴り、物
本とあるべき迄
○安井息軒の撰述漢文十三則を
書、同じ掛軸の如く世に出づ、漢文十三則を
載せ、息軒の考察の深遠と博覧の一端を見る
べきなり也　安井小太郎氏之
已未紀行のうちに中庸
格言畫を底本に所収

出でゝ成り一部を完全に来る　三月十二日

○郭林宗の碑一本を得、隸体頗遠言ふ可からざる趣あり、毎案頭に置き日々翻閱して飽くを知らず、書の画に通ずる幾世余北書と北を見る

○一夜南屏益を清ち、北を南山古梁書す所巻首に自序あり、古梁奥の瑞巖寺の名僧昔河淵博也を目差さす自序の序撰さく、三巻の首主として禪の儀規を説く、中巻詩偈文章に関す、尤も漢ちべき者此中巻あり、末巻佛の称号を説く名目法号を解釋す、二三巻詩人の助を為すものなし、世人此書を一概に佛書とのみ捨てゝ知らず一部の

詩流なるを、偈頌を心の法を教ゆる如くの如く深切なるを且つ要を得たるものなり、古梁亦一家の詩人なること中巻を読むを知り得べし

○昨年春獲る楳仙製衣墨日々磨して前月漸やく六七分許の者となる、更に因製の墨を得ひ得たるも尚未だ渇さる磨紙の墨を惜むも要て以つて今日に至り初めて一巻つゝ是れ敢て墨と称すべ、あるの感慨なるを由る、其墨を磨し一分を減ずる毎に数日を費す、一寸を減ずるに数月を費す、乃ち一分を減ずるに幾日を費す、一寸を減ずるに数月を費す、而して或は

磨し去るを要し一年光陰の墨と共に
時々刻々光ひ出るを思へば、閑人の感慨無きを得ん
麝香の墨を惜もし新墨容易の他と換ずるを欲
せざるを此故也
○尺二幅本淺絳山水を懸大倉西村画する不
樹四下方人物は二三の童子茶を煮むる山容樹
海皆可也、余の案中西村の幅一二を見るに未
だ此画幾窓の筆見るべし西村翁心ものの
作と為すべし、跋に云ふ成る長日新宮桂鏡笑軒中
と、蔵もるべく紫漢甚粗也、三月十三日購入改
装は他日を期すと云
○一夕源後川柳を読む、多くは天明度の危を係る、

中に人情の至微を道破し人をして拍案せしむるもの
多々あり、詩歌を解するものあり、乃ち
代筆歌録」小冊中に抄録す、寛三年前に小冊に収
録し拝腹集と題するもの案中にあり、今次の拾
編未だ一冊に満すに足らず、其の続集と為すを得へし
又閑中の一趣也
○梅里貴船小冊一本大概拙稿編輯する不梅里
小説の也、北人某子と面会する外
獨乙吉を誤り且つ得し、獨乙吉中フリードム
の字を見るし、我邦に未だ自由の何たるを知らざる前
早く自由之を説り、内心自由と傾倒するも當時斯
る毒説思想を口にするを許さず、梅里も真

情不快の時に酒を被り独り自由[illegible]連呼するを常とし云ふ而して傍其の仇名なるを知らざるもの[illegible]の一言、世相田舎伯を知るも、梅里を知るもの稀なり而して某獨逸の兵出回法書政者多く此人に倣つて得出でたる文章を神神するのみ

○開際客と時局を論ず、政変舎政府の致命傷を恐々満鮮問題なり、満鮮の伏魔殿を司法の審理に移りしより暴露されんとす、満鮮の三百萬円大臣を恰も政府の曩きに憲兵不明の金額に吻合す、此の吻合を偶然うるに荒し偶然のなりとするか政府の成命と多数を占めれ

得ざるも満鮮不正支出の結果なるを得ず、而して其の伏魔殿の暴露偶と政府の致命傷となるハ所謂因果応報なるべしと余言へり、客曰く原内閣を投げ出す方り、誰れを後継に奏請せんとす、余曰く原ハ聰明の人也、然のみならず同時に低級の政治家也、彼の聰明と云ふも眼光ハ到て未だ低俗に徹せず、若し真に聰明なるならば、内閣を改敵憲政量の加藤と譲るべき也、こゝに於て再うするの正當なるを信ず、彼れ[illegible]原を永く我邦政量政治の祖たる名誉を為さんと且つ斯くすることを有て人心を収攬せん、而して憲政量政府をして支持之来たらしむ、遠からず原に後継すべきハ必然

まこと日本が政権を再び握るの捷徑はこれなきなり、彼の真に聰明なるは眼をこゝに出でん然れども彼れ恐らく北の道を出るまじき聰明のあらざるべし

余まゝ傳のことゝなんは彼れの清浦高義室の何れかを奏薦せんとすと雖も時勢後れのあるまゝ級の低級政流家なるべきものなるやと、余近来政流を談ずず、偶〻時談の時

而に渡るべきのみ

三月十三日記

○彼れ立憲と政治漸和亭の事こゝの五年余の為めを語る、和亭を家若し救ひ大名を陳するの端をもあらしめんとすと雖も人平四あるべき亟也平野が為めを為すとの説亭を捕しとすと隙のもなき

事あるべきか、平四北海道を旅行するに於て如何なる和亭を見る、和亭も亟時いまゝ彼価を人と行くんず、亟銀に於りて生食有銀も拂ひ得さる仕末なるを平四義しまゝ感し、為めの有料を弗し、終に紙幣と為れ悔りなき者なく紙幣、足を学めしめず、其の高平四の為めに大事を物し、思ふる龍の大慢なる平四の豪家なるを強る女のなるべう、平四亡びし感なる近年度和印と附さんとす、或る之れを和亭の子弟尾三郎なるべ節度なる乃父と北海道の投あるべうと思へさうしと奮数しいうとう、和亭が紙幣の芸川大二なる

紀なるべきことを知れるもの、之れを最初に世に出し
たりき平田なることを余初めて五岳に聽くを得たり
○故前將男爵の生誕地紀州高野山の麓池部に紀
念碑を樹るの議あり余亦與かる、余碑文
につき一案を草し既に紀州に送る、余の說を容れんと
とを懇請す、曰く碑の前面を大字一行故男
爵の氏名を勒し紀念とす生誕地とする適当
なるも碑背に勒する銘を碑背に勒す
ることを問うて可也、而して其の
文字を如何なる体を採るべきことを欲す、而して其の
男爵と共に在年間早く清水廣吉を主唱し
明治の初年維新の新政に尽せる先哲也

為を紀念せんとする余の案の如くなるべし況
人や百世の後なる人をも後世に為うしたるを俗名
を忘れざるを以て也
○山田數城氏の余に寄こす三冊の旅泊の節短冊
五六枚を散らしたる中なる而白く感じたる和歌二
三首あり

月は波に里の山川の面のうち
浪うつ方の秋はゆめや流る

嬉るさとの下京町は秋の風
風あけぬ日もうれひなるらむ

柳ちる秋の西ほうひこの
さびしくうつる立の文字也

烟突もうつまるまでもなく烟
をとらず社くるる快きこと
敷例水浴の人雅弱巻低、後二首近作也
○三月十三日　多田屋の主庫に図を渡す
上一二を綴る、

一 紀興内府古器評　張掄才甫著　上下二冊合本　一冊
後古閣本を以て叢書の零本なれ
けれど唐石刻の玉也　初の美
尾山義を印記す

一 奥の細道　一冊
芭蕉翁元禄十年旅大阪亭にて
を四流十八年其命を永祝の上

梓しなるもの〉地也今を稿歟と
屬す

一 土佐の記附注　一冊
北村巻頭に朱後耕翁の漢文の序
あり、鈴氏道生、藤原堤宮千校
本に據り注すとあり、道生考の伺
人なるを知るべし、巻尾に道生の漢
文の跋あり、萬治版也

一 西湖住話　六冊
北村多くは粗略見るに足らず、今
爲の所のこと、住版なり、巻首十
景図皆淡彩を施しあり、

一　芭蕉翁俳諧研究　三冊

俳聖に傾倒せるもの待望正宗氏後

を俳寛政五年刊行

世の村々に出版し正宗無論経を見る價値ある因と

云ふ

○此十ヶ年早稲田大学出版部の発展者と共に第一の決算を討議決定す、十年

間の総収入を概算九十三萬餘円にして此内訳

俸給四十萬二千円弱也収入部費八十二萬

二千八百餘円、比年大学の経済の膨脹々左表と

新に変化を来せり（三月十ヶ記）

最近十年間経常部収入増加対照表

年度	学費	前年度比較	入学金、試験料、実習費其他雑収入	前年度比較	収入合計
二	二一六、七九五	増 三〇、七四三	二六、六三二	増 五、八一〇	二四三、四二七
三	二四九、一九六	増 三二、四〇一	二八、二七六	増 一、六四四	二七七、四七二
四	二八〇、三〇六	増 三一、一一〇	三一、四二三	増 三、一四七	三一一、七三〇
五	三〇五、五二四	増 二五、二一七	二九、八七二	減 一、五五〇	三三五、三九七
六	三三七、九〇〇	増 三二、三七五	三二、六七五	増 二、八〇二	三七〇、五七五
七	三六六、三六九	増 二八、四六九	三八、三一七	増 五、六四二	四〇四、六八七
八	四〇四、五四六	増 三八、一七七	七四、五〇三	増 三六、一八五	四七九、〇四九
九（七月）	三四一、〇五一	減 六、一四九四	一一一、七二六	増 三七、二二三	四五四、七七八
二次九	六九八、〇五三	増 三五五、〇〇一	一三一、九七六	増 一〇、二五〇	八二〇、〇三〇
一〇	八二二、八九五	増 一二四、八四一	一二五、六三〇	減 六、三四六	九三八、五二五

備考、九年度八会計年度変更ノタメ七ヶ月ヲ以テ一年度トセリ、二次九年度ハ仮決算額ヲ十年度ハ

豫算額ヲ以テ示セリ

最近十年間經常部支出增加対照表

年度	教員職員小使給仕職工俸給	前年度比較	一般經費	前年度比較	支出合計
二	一六〇、一一七	九三〇	八三、三〇八 四八〇	減 一、一二四	二四三、四二六 四一〇
三	一六九、三七五	一五〇	八四、五六四 七、一九五	増 七、二五六 八一五	二六一、一三五 八四三
四	一七七、九九四	七一〇	八七、二七一 八、二四二	増 二、七〇七 一、〇四六	二七三、五〇九 三〇八
五	一九四、六〇三	一八〇	九四、五〇五 六五三	増 一八、五〇二 二四、三八八	三三三、〇〇九 〇九〇
六	二〇九、二九〇	七一〇	一〇五、七〇五 三六、六三一	増 九、九三〇 五七五	三六六、〇九六 八二五
七	二一八、七七二	九三〇	一四七、八六八 一一、〇〇四	増 三二、一六三 三〇、〇九五	三七七、六四六 五八〇
八	二九五、六三二	〇七〇	一六九、七八三 一〇、七四四	減 二一、九一四 二六〇	四七六、一六〇 五二五
九 (七月)	三二〇、七四六	五六〇	二二二、六一一 一〇、五三九	増 五二、八二八 二〇四	四五三、八九八 二〇五
二六九	四七二、四九五	七〇〇	減 七四、八八五	減 七一五 八九〇	減 一九五 八三〇
一〇	五四〇、八九一	九三〇	増 三五一、七四九 三五六、八八三 四〇、七四九	増 一〇六、〇二四 五、四二一	増 二八、二四七 二四、七八七

備考、九年度ハ会計年度変更ノタメ七月ヲ以テ一年度トセリ、二次九年度ハ仮決算額ヲ以テ示セリ

大正十年度基金部収支豫算

収入

科目	金額
基金拂込額	一五一、二二〇 〇〇〇
受入利子	一四、六四一 〇〇〇
前年度繰越額	四七三、六七四 四三〇
合計	六三九、五三五 四三〇

支出

科目	金額
第三回供託有價証券購入費	八九、〇一〇 〇〇〇
運動場購入借入金元利金	七一、五一六 六七〇
圖書館建設費	二〇〇、〇〇〇 〇〇〇
本年度支出額	五〇、〇〇〇 〇〇〇
水力實驗室建設費（承認済ノ分）	二七、七五〇 〇〇〇
高等學院諸工事費（承認済ノ分）	四、〇〇〇 〇〇〇
建築事務費	一九七、二五八 七六〇
次年度繰越額	六三九、五三五 四三〇
合計	六三九、五三五 四三〇

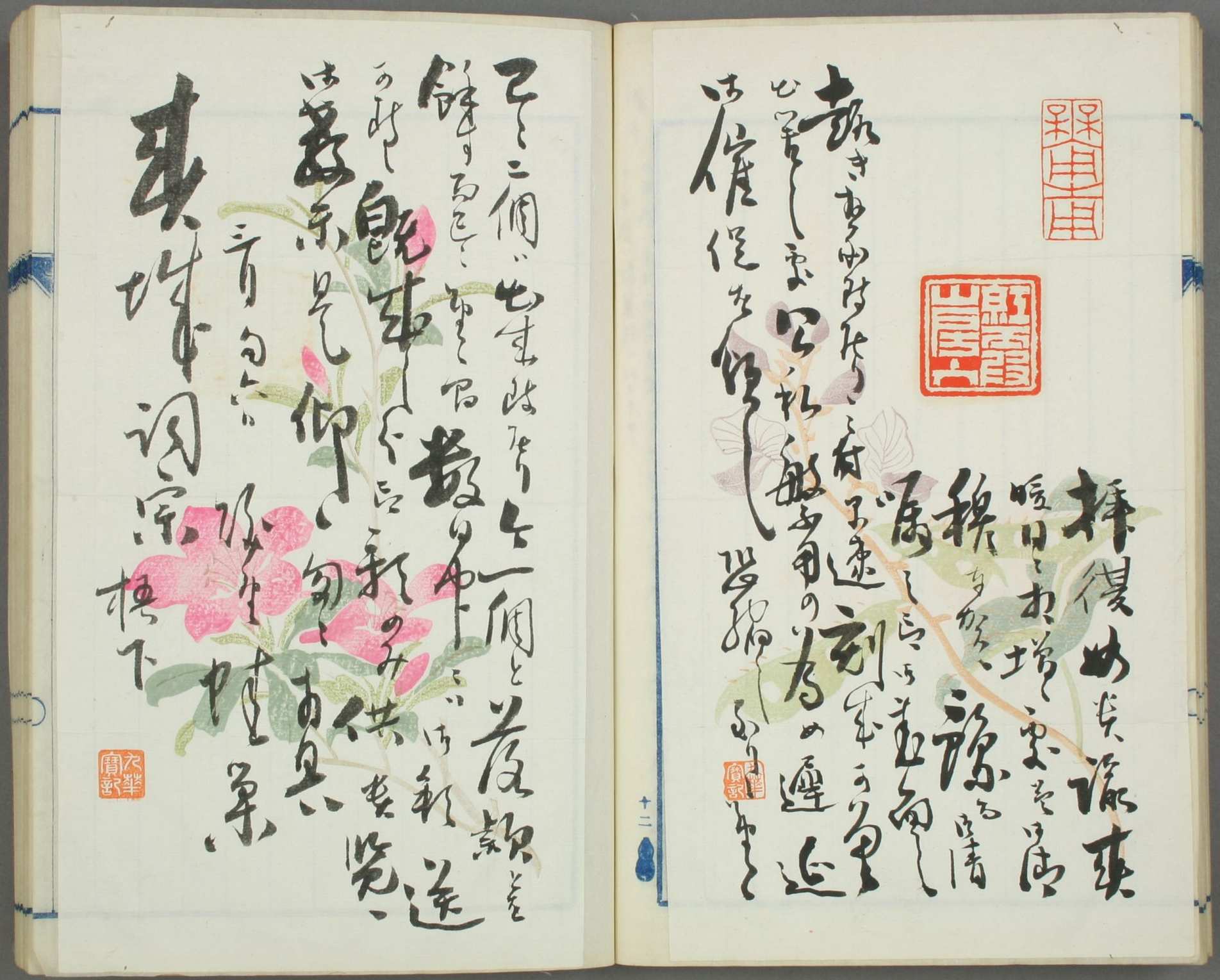

前月磯部餅菓子屋より印刷成り手渡る
書後ところ〻花の如く〻すまる既成二類の
西国えにしえることをなり

○北日佩文斎廣群芳譜三十二冊を購ふ時恰
此岸に入り、こんらと花候漸ゆく近し、春芳譜の案
中に入る偶然にして偶然なるあるべき歟、又華芳
餘話七冊を編ず大正二年比叡山定光寺の上梓す
る所、為公大師伝義に入る度将来目録を載す、
世上室洞伝義の将来目録流布すれども為完の目
録流布なし、北方、書史を補ふの料とするを得
ん歟又芸苑歟(仙宮屋)仙宮屋を購ふ巻尾に左の一
文を刻す、四方時北の名(仙宮屋)を誉の思ふ

手を得ず北文を見て一端を窺ふへし歟
時既天皇書を中、撰得越仙宮屋、召紀傳
儒者、欲倩授也、近家学無倩、之士伊時深慈
歟、于時木場社頭林木繁々之所、焼木結草、
有感、用有眼、常論之、問後越仙宮屋云
云也、伊時聞及、潔有志、整記衣冠、慎引
陪従、巻詩書所、誰来、巻四、唯々跪中、為
得越仙宮所巻也云々、爾日、我邦自古受
北方、年蘭倦、僅所学論而已、重中、頗教
比也、僕為候主家、左之士、職、為幼学文
無渡、無衰矜、為学渡之、伊時計偏、渡
一快華、還帰之後、送種々珍貴、巻簡

秀郎の、無其跡、其後威吉、幾字大明神為化現
耳

文保三年四月十四日授申四禪尼序畢　文章生　英房

彷彿刻文の附しあるを見たるの面目にて見たるの所
とすべきこと元亨に於て世上拾仙窟あるを以て
布すれども其文あるの地利本稀也　三月十八日録

○満鐵の伏魔殿暴露政府の致命傷なんとする
の際典薬寮窮窮の餘、内田侯也が五番目を加給
政治載の時の秘書を公表し、宮中内示服
膺とするを利用して、書類を五番目に変りとなし
雖も、書政要色を失ひ、成落漸や内閣の秘書を

都見し所謂る宮中の内示なるもの勇題に関せざ
ることを無既し、書政要漸く心を安んずるに
昨今政界の一新觀、天止千萬也、政友会の幹事長
として地の事を扶出するに其愚其通言ふを要せず
況るものの如何なる幻稗の人物、苟くも政界と云つ
一政商なる藩要を受くるの他日つて域の事の紀元
を豫期せざるとは何なる事ぞ、斯る場合の如
徒後、之を注表を要す、一章の首脳たるべきと其
政界に経歴ありの者を載するの如きは、況
し数する文を明もなり、況人や一章を侵辱する人
たるや、曰く孫為也、曰く神内示服膺、天下の人卒
然として之れを疑ふ、安んぞ疑惑無きを得んや、動もす

八疑惑の種子となる底の金銭の事に而うもれ裏反
覆者すなわち政府に斬る之状を異にするとの不調意
外に甚しきかな、加藤氏西豆の人なること世皆言ふ
所なり之れ其の真面目、加藤の西豆を去ること露ハす
もの無し名花咲ける政界に於ても如斯なる、実に其
の愚を表白するものなるかや、聞くなれハ人は
江木翼氏内閣の法律顧問たるを以来第四の
謝金を受けしとなり、然るに内閣の曲事を江木氏
掃ひ去らんと迫れり、内閣をかるを飼犬に噬
まんとすと雖く暗に内報を洩しとと、皆な閣員
のあるを知るを厭ふる能ハざるが如し、交誼を一蹴
せ甚だ大人気なり、畏るべき憲政会なるかな

三月二十の記

る甚だ悔恨するものなるも
○浜田侯士洋行中の義先合衆永楽新に開
く、侯士と二時間に渡り、感想を陳ず、大要を左
に掲ぐ
一前年の洋行に一切迎を受け出し
他の国土に到れば国に入り国を思ひ
今なほ到る所に日本人を見て、親切を伝ふ
和歌の邦人あり、ここを邦人無しと思ふ所
なきも、到底公直三日胞の訪ひを受く
ることなる能ハず、実に日本の過長の大なる
を一驚を喫したり
一蘇西亜国の如き義勇を備へ一年六千

四五の邦船を)セしめるに(きまりの)つを邦船の)を以て数回これを日本延長の一端と見るべし

一 戦後労働者の擡頭を欧米諸国に蔓延せし現象也、最早や後来の政治組織に関係不恰当にて英国と雖も又英国に於ても英国の如き山の如き将来に於て上院廃止さるべき成今を終に政治を料理するものと社会を料理するものと二種に別れ英、蘇、露、仏五個の政治組織を立てるべし

一 英国を流れる労働者と共に王室を学業すべき此一他邦を甚だ異也上院を廃するの

日本革命年年略に中ることを藻解するを廃することを云うん 今を英国の激烈労働者の数多なるも其実英国内労働者多数なるも真の代表を得る現状也故に国内政府の反革命に激烈の為すを服せず恰も日本の現状の如し、利害政治組織変革を要する革新さるべし、ウエッブ夫妻の如き将来の政治組織に対和案を公表し労働党に対し宣伝をつとめ形勢の一班を見るべし

一 尤も保守党英国の於ける後来政治上の変革さるべき而況物最早時期(こと)も他の諸国に於ても同一なるべし、政治上の変革後一変せん

一露西のレニンは名君の評あれど、彼もまた専制を駆除し一統の功をなすべきなり、彼もまたペートル大帝なるも偉大なる事業をなすと謂ふべき歟、英国は既に通商を開起せり、世界の列強もまたもしレニン政府を認むるあらん、彼れを事政府代の特技を維持し頑使す、彼れ大手腕なるべし

一愛国心は日本の専有なるべし、世界の大義なあらんかぎり列強の愛国心は真に驚歎すべし、今後の日本軍は国有の愛国心を以て新しき試を制せんとする危険也

一英米の強国は強力を強国を敬し、工キステンシヨンデフ、ライフとを体育組織を盛んなる也、為を得て而る後次第もんを進し、為に先ち手帝をあ為こ為こ主義を把り、他原診断をも他原を組織する力あり、而して元気日人も体育に努力すべきこと盛んなる也

一コール、や、ラスキーの著書を皆普通を抑ふべき必著也、英国と別り女著者なる今もなれば、自合の子とも見る程の為年ラスコールも三十許ラスキーも廿七八年のち年也、彼等の著うち

年の初を以て没せんす、実説に信ず変
鎖を接するに英国の社会組織に原する義
凡ひとしるのあり

浦田博士の語説の大要もて花のごし、而して一車出き
浦くしるを西洋に義死者を葬し時間を
定め園園默禱の儀あることもて亦
るが、博士う浦英中に死るあり其日十一時の
後二分間默禱のあり、職員も電車もあるあり
業あるあり階級市中の銀行者点も北二分間
とあるあり運動を停止し、銀默祈禱をなす北
の二分間なを園を頭をして敬
意を表すこと、之邦義の知儀に倣ふ

あるも我邦にも默想と云ふことをもて学ぶもの
すきまを感じ

三月二十の記

○三月廿一の大祭の法会を得て名家の小文を物録
なるを愛し今日の小品二十数篇を録す、のしく小文
作法を欲
なるを以て、偶ま健巣に居し三顆の
印章の印蛇先つ生す、龍印是れ文の大なる
もの、自家の癖を刻するのみ、愚なるを如きも
六国無用之用なるべんあるべし、
する所以也、健巣一篇を落て曰く、
刻印と、而も印章と八回く同龍典胡麻
ル一家をなす、一篇を著して曰く、
鋪の如し、と満足の意を表す、

大正辛酉三月中澣

今初

紀三枝

春姓金氏人號巢作

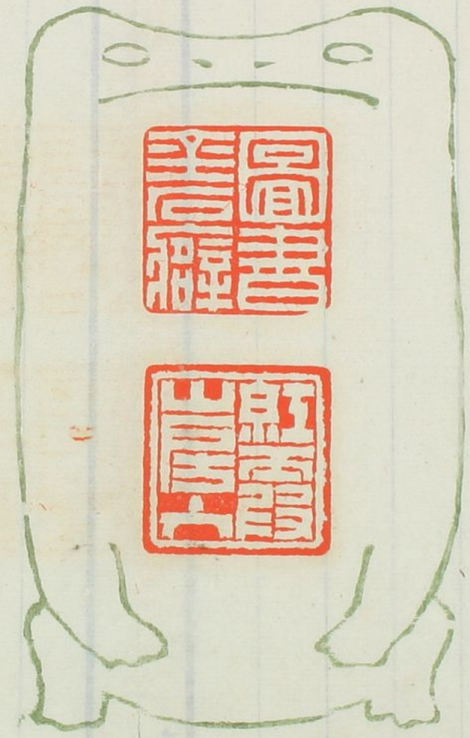

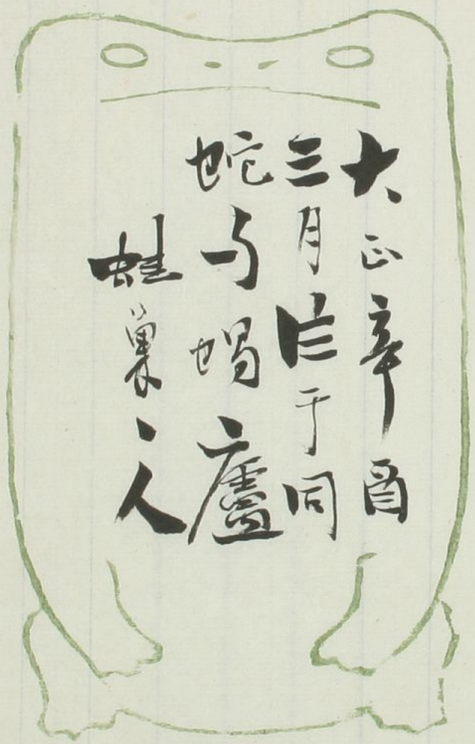

大正辛酉三月上于同
蛇口竹蝎廬
巢人

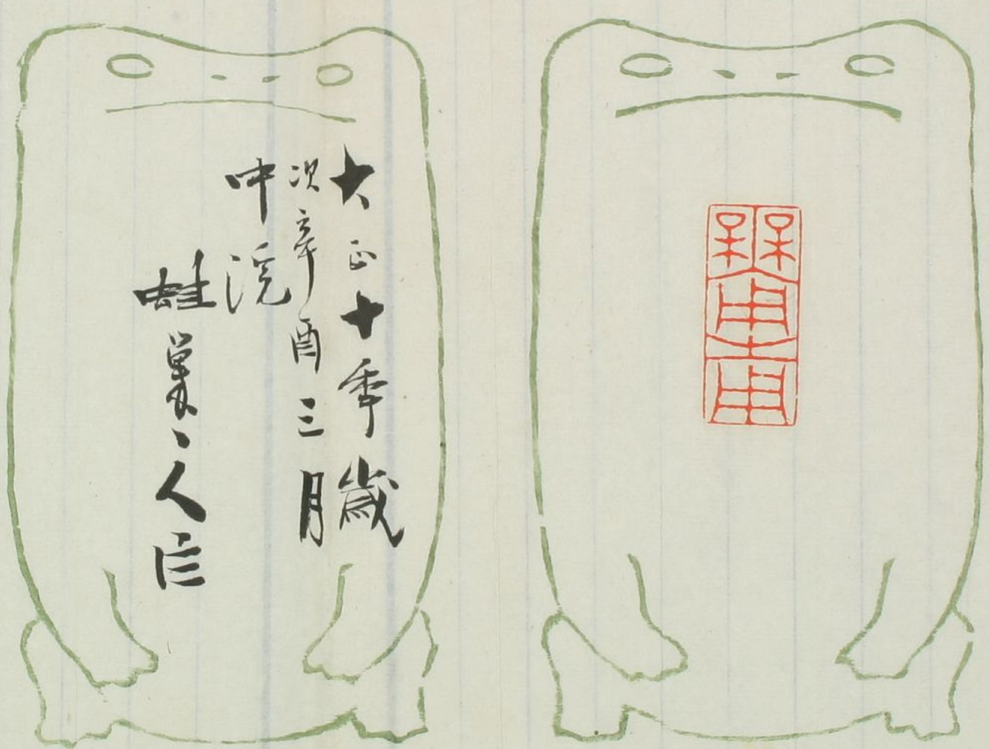

○書畫一帖を寄りこの素子の手、誠を表
の料玉垂宮奉賛同也、一日偶りも玩び其の題
後を言ひたてまつる

友人曾好古函漆色如墨古朴可愛甚有款識
蓋畫一尊上銘周王伯王[illegible]鼎余常置
之坐右愛玩而惜偶得缺[illegible]之必為畫
獨立樹具列因翁覃溪臨此鼎補寫牡
丹南三枝次為王[illegible]同是夏冊一
時新執筆　中華生[illegible]

○銅印一顆を高さ[illegible]寸の見すものの[illegible]四紙[illegible]仏面の黄印とうたど、未だ詳らかならず、但銅[illegible]也、且つ〻印影を和めおく

○仏本石[illegible]の戯画[illegible]論帖小幅[illegible]入る北帖題[illegible]赤壁帖といふ、決[illegible]の[illegible]を摘[illegible]れ来り[illegible]題する各一首の[illegible]を以てとう、石亭北枝の画に[illegible]、沖[illegible]の

墨[illegible]意すべし、遠[illegible]の意の[illegible]歌におもむきるまでうたるまでうたるまでうたるのの[illegible]のこと、[illegible]一[illegible]を[illegible]

三月朔日

○五峯[illegible]の[illegible]清[illegible]書金碑帖を出し[illegible]に漢隷を評論す、五峯[illegible]終に[illegible]の[illegible]北帖の題跋を[illegible]五峯一[illegible]の[illegible]酒と[illegible]つ、[illegible]次一詩を[illegible]示す、舊[illegible]のこと

徐廷[illegible]年一中之、[illegible]

伴狂[illegible]次公醒、猶知[illegible]酒

[illegible]

○浜田侯士[illegible]相[illegible]今大隈[illegible]侯の年[illegible]と[illegible]れ[illegible]其[illegible]、今[illegible]の[illegible]二時[illegible]と[illegible]る[illegible]

侯の海を経し、海路を英国
の家屋の陰鬱を忘れ外人の敬業の習慣あるを
じたるを得たるなり、石造の家屋内部の美と花
も淡こく其つゆもの如く富貴と太陽の趣入らず、
れ富貴と出る日光を浴びるを得ず、衝上椅子
を置くものなし、日本の如く日光家の奥深くまで
こ流し得るを西洋の都会に無き所なり、海路又
ゼリニガレム海峡のみを経る、其中に一二泊するも
もの多、或る夜雷こ我皇室の菊の紋章を刻
しるを見る、日太陽を表徴するものなり、又聖
か小「針の穴」を通る通るなどいふ格言の意味あり
聖也研究家未だ解を異にする説多し、なほ別の

ぬ、正門の側を捨て狭小の門より、之のを名つけて
針の穴」とす、聖也、こゝをすぎるなり此つを年すること
ることを為めに金溝ちとこゝ、大隙を侯の長
間こ流る世界の大海論中一を録す、大蔵術
の世界の貿易額を七億四千萬倍、これもとより
富を興るも滅るも物質也、金を主とす、而して我後の今
日富を除かれし七億千萬倍也、二百四十億
増加したるなり、これ此国の富
らも如く増加したるものなり実額を我後昔
しく減印とせるこゝ多きも、なほ大なる祝賀の
供給を富を除かれさんこゝ供給を
得さんは英国の如き列尾立ちなんず、これ此

霞の両府を眺めたる前先の面目を開始せしを謂
さる所以也と云ふべし

（三月廿四日）

○此廿四日上野梅の亭に於て梅の花を賞し、出席の者多き中、出勤のもの家族に無し、仍て四ツ切本る種の酒肴三十五種換来持参する都合二度也、其の当日花のみし、四ツ切本二本鶯ん[illegible]詩集[illegible]鑑、富士[illegible]縁の所也、たの三十五種の内[illegible]孫[illegible]もの花千[illegible]あり、数の都合を選擇を表のせざる也

、を新[illegible]ふ梅の本也

三月廿五日

十二

、花鳥譜
玉川行記
、蜜柑世説
、紅句一定記
、武江地誌考略
、拾遺抄 元禄版
、大坂町鑑 寛[illegible]版
、諸品目録 修入
、近物仮説
、和漢錦繡一覧
、黄国贈鑑 [illegible]
、紙譜
、掌中源氏物語
、書籍目録 寛文版
、元書録
、楽焼陶家系
、寧平記抄録 修入
、遊戯図考
、俳林小傳
、格子井 俳書
、江井の地理
、玉箒集 俳色 ウス[illegible]

、俳諧摂大抄　南山人撰　落柿舎
、五元一覧　俳書　内々の等　、武蔵袖鏡　彩毛撰
、茶席挿花集　彩毛撰　紀年大成
、雑　書　色目分
五海道中細見記　蔦屋
杉前飯寺道中記　年中行事
年中行事　蔦屋　文久行事記抜
以上三十五雑　乾隆早手引

○内義久寛を主人とせ廿七日築地蔦家に同人四五人を招き、こゝに余も内義と勧めて俳諧せしめらるる也、実に意味の合と似て面白き意味あり、運命の決する一友人を主賓とせるもの多き、斯くこゝも新宅を西洋流の俳諧の催しのことく極ふて、酌とり其の友人動もすれば廣場をすゝ知らせず飽くまで平素を極ふるも意味ある合会也、其の友人とて板垣等参りつゝ五番叟に此年書きし四百廣と四雑の内心流に決する所なれば、廣流のひゝ進まず、進と悪語の様子見物なるも、唯此酒を飲ち軟会を四なるの行も差支なく、其の為に蔦屋の平素と異なるこゝもあれ、運命必ずあるべきや、五京の数の友人七名七の時と別の人数の合を飲不可

従しもかく余の心づきし日より内藤に同意しもさせしを
小原を写くるまとはならんとて、光年居士紅葉山房の
扁に羅り時、時死前二ヶ月、確認ありしを書き置きしたりしかば、
高田は峰の心のさまを見人の宅に紅葉山人の書を四五
の寄人を合し、雅游をもなせしことどもありて、其の後由人も
回たる同しく揮田は実なり、又扁に臨み、此去ら紅葉山房
上の余は候る紅葉の御魂を見てものなるかな
余の紀念の為にとすし先生新たる人なると従ひ
八布の先儀を思ひ出で、のるも也、さるを作する段向
とを別に五六年のあるかな、酒も飲めぬ同人を
主宰とし結集の主潤に浮くのまことにあるべし扁
上紙を展べて詩書画の游ひは百を費すのみ、珠

幾何も出でざるも、新たる折に江戸参元のぬきし輪
歌道の先生まずすあるは著士を総かさえて道を
此ちせるを斯人あるをと、常に先寄を訪ひすことと
うらさき自ら人の名を訪ねて尺牘を送り清談し
て示れをこそつき長く便し西東の同志と珍花
紫書の成は五峯の詩の書をもとし人あり、聴
花この頃に五峯翁を総すまでの也、田中柳江
哀しむこはほのかに行きし画を此ちすまで一回会
り来る松君の家の出で翁の同人と会まと
内藤の父久保美なる子に廣井田に書きこるきすず、
強ひ推するもえじと労せしむも終業の集也、高
田の主精ろうに一面倒也、一人写の運命のあ

[illegible]

○三月朱雲の東台梅月亭を今年も[illegible]後
[illegible]人の孫を招待する「流し本」「白[illegible]
[illegible]う主題なり、例と伝う林[illegible]樹の出陣なる多く
中まちのうるる遺品なり、おもしろく
感じたる「流」の巻きたる掛けたる三幅
の志道軒の肖像画なる二幅を白雲[illegible]像
[illegible]由一を量[illegible]山世[illegible]屋の舊什なる[illegible]
[illegible]の[illegible]、[illegible]の上れ例の日[illegible]志道軒

の自讃なり、うかうかうかうかうかう年くれぬ」白
画像賛のある一幅の漆繪なり奥村政信[illegible]の
版画なる、上の「大家物語」と題し一句を書す
大口の[illegible]芋の月見うらめ」志道軒例の
陽気を[illegible]の遺語を[illegible]の面[illegible]の
[illegible]物語」、自画と画賛[illegible]
ハる、志道軒の墓を宮[illegible]と思
[illegible]墓[illegible]
稲穂[illegible]北人の墓も
と、拓本も海到[illegible]天明の戒名を並刻す
一無堂栄山大徳とあるも[illegible]志道軒」
天保[illegible]の法一の[illegible]

さんなる中に三笑亭可上と云ふ咄し家のじう
も見るは也、この人先時今なも游人の
あ眼に叱足する紙数の面を創製せる人なり
あの此咄し家の著す出しなる面眼の五六枚
も添へて陳列されなる、当高嵩蕰翁の縁にて添
らしなるをもとめしなりといふ五枚組の書
え志嵩蕰翁の自筆を附すなるものなれ
帽葉の出せる法を述べなるものなり、此七冊
々帽葉の府実として葉書を乞はれたるもの
の頒布しなるものせ風流とも云ふべき者なり
るれも其の前後を知らさる珍らし
林出嵩の自筆本三種

太田覃暇　近聞偶筆
雲室上人　随筆
狩谷棭斎　本朝度量権衡考　五冊
三種皆珍書なり、覃暇の細字甚美なり、此書は
譲写本を転写するものなり、雲室の随筆は得がた
き文也、これも稀覯なるものなり、棭斎の度
量権衡考は、萬稿にて塗抹縦横なる
例の謹厳の細字にても不出来ものなれども
完璧なれば蔵書家の稿を探るに好資料たる
べきなり
三村清三郎出版の自筆本中、二三を録す
日本儒林叢伝　三冊

原富士稲乃先生著作の書ニ
為序特自筆内意式
啓迪集序跋
策彦道三堺内市ヶ堂屋
豪也墓年徳岩の題徴ヶ策
彦の也墓美也
高麗拙堂稿乃
韓子新論　六冊
清清芳句集
為米田氏の自筆の句集ヶ
夫山松の奥也ヶ

北日陽氏を同人と無ヶ終ヶも環堂稿孤今を写
く余ヶ寸本英集の時ヶ)寸本千枝の分類数、
寸本を以る動機、其の説味蓼ヶつき一場の話
話を試ヶ寸る内面夢庵石井稿者ヶ三田村玄
武林若附蓼ヶ、余蓼の帯の冬稿寸ヶを示
し説話の説明ヶ資ス、又寸本目録ヶ提示
ヶ

旅行中ヶ柏木如亭の事ヶ語ル、林の稿
ヶ見ヶ如亭ヶ蓼ヶ帯の大工ヶと柏
木貨一郎ヶ大工ヶ方ヶ角人ヶ同家ヶ
敷、北人義男子ヶ為行修ヶ花柳
の潤ヶ家業ヶ為ヶ寸、又林の家ヶ稿ヶ

五月中山幸漫游中四金しを[illegible]
こ後者を[illegible]壁[illegible]ることあるを記す
と江戸見物の趣[illegible]子紡績のことあ
る也[illegible]

井吉記

○四月尊尾[illegible]百物[illegible]致を作んを材料
の菊花集とつとめて[illegible]稀の[illegible]人[illegible]の[illegible]
金と材料[illegible]と問ふ[illegible]家[illegible]と一[illegible]
強を和[illegible]に[illegible]○[illegible]
別[illegible]

○明治五年を新[illegible]と[illegible]久[illegible]子
四[illegible]四[illegible]柳江[illegible]井[illegible]数[illegible]の
新[illegible]校[illegible]

十二

明[illegible]五年[illegible]の[illegible]を[illegible]
酒を断ち沈[illegible]の状あり、[illegible]金[illegible]引[illegible]

此[illegible]は失礼[illegible]届[illegible]大[illegible]
[illegible]の[illegible]ドウ[illegible]途中[illegible]
[illegible]長[illegible]名[illegible]
[illegible]上[illegible]見[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]書外拝[illegible]

三月廿七日

[illegible]

唐上陽白居易の詩に縹本に墨山水を畫く、柳江又西域に出ずと、紙色を指すなるべし、今俗七三四歳の頃、紙色の黄ばむを、柳色なりと、余曾て唐紙を求めしことあり、敢て唐上の色を指すにあらざるなり

北日記百二十二の色を得

書畫縁　廣本二帙　冊

高森碌山著

郷人岩田海尾交游の詩を刻す

卷尾に此名の氏名を記す、紙色

人の詩多くあり、他邦の人に用あり

ものを余るを角の用あり

大安元年記

大安元年の出版と偽る者五四大安元

大安元年時代の物、黄色の

別用なり、黄色の金元年記と

なるべしの方へし卷尾に名氏

元年を附す、大安元年古物研

究の人のしるべく、余もしく

此色を濃くすることを欲しようあれて入手を得ようと

○伝藤功一（東京）外游中獲たる古瓦（千七百年代）三箇トン墨二冊贈る、伝藤二三の言葉を出し示さる、皆漢魏の金石を中に武陵金氏の聖画一片あり、右も珍とすべし、於八端方の舊蔵なる他の仏像持ち帰りし三千円に売らんとするものあり、早大の図書館に薬の装飾に武陵聖画を譲りたいの如きものの如きあり、此次伝藤功一は漢代の品を得ようと伝画に描き、余を戦の弱き品軒とすべし、柔を棄て剛を求めんとすることなく、漢

況を棄て剛の王ようと、知名とするものを迎えるとの伝説書こもも不後輝とすべし、と云ふ（三月廿日）

○来月図書館大会の次第左の如し、徳川侯爵聖徳太子千三百年忌式を主眼とする講演を其の参考を中心として此の行プログラムとる七八十名の内参加する人の旅費旅行をする十名の忌式を一人の費あるべきもの、京都出くも二回賛出しなの一人位も其の費用を見ずして、青年参加して一弥ん すべき歟

第十六回全國圖書館大會日程

第一日(大正十年四月十六日土曜)

一、午前十時奈良市公會堂集合—開會、(中食ノ用意アリ)

二、午后一時ヨリ仝所ニ於テ圖書館ニ關スル公開講演會開催

春日神社—博物館—東大寺圖書館—大佛殿三月堂—二月堂—八幡神社、等參觀(水木教授、阪谷技師、高田教師案内)

三、午后五時ヨリ奈良ホテルニ於テ有志懇親會開催＝奈良泊

第二日(四月十七日日曜)

一、午前十時五十九分迄隨意見學

但希望者ハ奈良市西郊—平城宮趾—唐招提寺—藥師寺—柳澤文庫等參觀ノ便アリ

二、午前十時五十九分奈良驛發仝十一時廿一分法隆寺着

三、法隆寺參詣 (中食ノ用意アリ)

聖德太子千三百年御忌式典參列(聖塔寶物拜觀)

四、午后五時十二分法隆寺發仝卅二分奈良着＝泊

第三日(四月十八日月曜)

一、午前十時五分奈良驛發仝十時卅一分王寺乘換仝十二時卅四分高野口驛着 (車中中食用意アリ)

二、高野口ヨリ推出村迄約一里、推出村ヨリ登山 (徒歩便)

午后四時頃山上着＝泊

第四日(四月十九日火曜)

一、午前九時大師協會本部ニ於テ協議會及研究會ヲ開ク

二、午后見學

奥ノ院—金剛峯寺—靈寶館—伽藍等

三、午后六時ヨリ大師協會本部ニ於テ圖書館ニ關スル公開講演會開催＝泊

第五日(四月廿日水曜)

一、午前八時下山—十二時卅四分高野口驛發

午后一時半和歌山着 (車中中食ノ用意アリ)

二、午后一時半ヨリ和歌山市公會堂ニ於テ圖書館ニ關スル公開講演會開催

圖書館—公園—產業博物館—天主閣—師範學校等參觀

三、午后五時ヨリ公會堂日本館ニ於テ縣市合同招待會アリ＝和歌ノ浦泊

第六日(四月廿一日木曜)

一、午前中隨意見學

紀三井寺—玉津島—妹背山—東照宮—天滿宮等

二、正午總裁別邸(和歌ノ浦)ヘ參集

午后總裁ヨリノ招待會

以上

○三月朴哥郷のみく数葉東中日本秘書家墨帖
二巻を得、一曰く伊都仁高訶帖二曰く小野高酒
墨跡也、前者日十絶句を刻す巻尾の跋に
徴するの仁高七十八歳の老也乃ち絶筆こゝ
きしの也、北帖鷹司家より出つ、巻首に附箋
を施す曰く来十二月仁高百五十年回忌献上仕
三月伊都徳義と云う、献上其形の附箋者
西の府すること疑なし、小野の姓を酒人十
郷を出す、道勧と書紀に云
化已嘉平月 謹書 高野の跋あり、二帖
共に我法を以て行の由を加へたるの也
○又云社貝人城後出雲時与馴雲寺の碑を出

設する事あり北帖刻成を報ず、碑銘を亀田
勝右衛門方に所有して其の原本を得たり其の前
する所也乃ち今回上設の碑を北の山を刻して
ろう、五峯を代して回西村西屋に活ひ今和林下
動物ろう、山七刻七極めて在、吾こう等中こゝ之
ひを義くこゝもと吉ふ也、北の碑を伊勢の高山達
つべくして達仏ろうし、今碑文を面白ふする
未詳こゝ
生前常説死後事云其門人備後横海義
城後行田仲甫欲之石以表其墓云
と有り、弘年の
文化八年辛未冬十一月十六日也享年五十

三乃葬所出雲清浄寺之山
と号す、而して此の碑文の成りしは文化十一年秋九
月とあれば、弘治二年建碑の計畫ありしと
見えたり
○坂口安芸守藤治の政治つき五年の後る
事に接れば、現内閣の建議命令に既に詳表を尚し僅
に原首相の熱誠の為めに不表なるべき筆法の事
陸奥の建議とよく決すること、田中も最早
其位置に居るまじと云ふ、其の左証と云ふ、其の
元老の態度も関係せること切なるべし、山縣も
例の皇室の時機問題
古しく現内閣に対して未だ不快を感ずること
なしと謂ふ事、うるさいと云ふ

紀を、久慈家の[illegible]を出でしとする山好
ハ[illegible]提唱なるべし、[illegible]方二名之
れと同意なるべし、山好二人共に任ずべきなり
ず、[illegible]を[illegible]を山好
の半兵衛[illegible]山好の高く[illegible]
の[illegible]最早[illegible]
[illegible]内閣を大隈侯に推薦[illegible]
[illegible]但し山好[illegible]
[illegible]院[illegible]の論元老[illegible]
ど、其[illegible]大隈侯の参上を以て元老[illegible]保
留を形する[illegible]、先注[illegible]一木喜徳郎公
侯の間に妙案と往復[illegible]北の仲に関する使

[illegible]ものの、大隈侯ちとうく前皆七
す少なすと舊恩を謝するとうくは格のと頃
張りたうすもの実て一木の徒傷を地に沈
くあるを疎通し侯ら陛下を為山くお頃於
の[illegible]と注さんとうて実を陛下の御下問に答
し山形の[illegible]職こ○柔やの御差をあすべき為也
[illegible]貫るるくしも延ひるる仰めるとるる
皇后陛下も四天子こ先人下も御承奉る
ことくうるあるも、ゆる屠体の聖上うの養
上[illegible]を時を浮すもうん、さることを聖上の御
情意の形を待ひることうる也とこれを和
うる候ら内史し侯る事と示、原内答の後後

こ付ても大隈侯[illegible]ちき状況うるこう侯ら果も
ひつうるやを我ちを物[illegible]ん侯自身を記つ表
あう但し侯の位京を[illegible]周用ら侯の決意を
動うることうきや疑問也が[illegible]侯の内答見
るべきやこれを疑[illegible]うん五岩を流すべし
と観測ちん、何れ[illegible]を大隈侯内答
を組織し御[illegible]解散の[illegible]
記しる実に微ちんとす

（三月三十日記）

○吟波会の歌集中淺会所と得る菊講後の
花と標題する三冊を西徳三年京都を移れ
行せる中の花花の中の[illegible]
中のうう、首はうを花離の間の[illegible]を第七局部

こゝろみに解説をつけ、中巻を美濃弁慶寺の
図を載せ中巻又巻末の花壇
用具花菖蒲の図を載す、好古家大に稀覯也
三冊十七円と云へども無法の價なれども
也若しく價値賠なれこれも有者と云へるべ
しかれども

三月三十日録

○魚譜三冊（一名水族容易）奥倉辰行著す所也
北の著也と聞へ興味あるもの、辰行は
神田多町八百屋の子にして狩谷棭斎に出入し学
業高也、北子和らも魚類を描写すること巧なる
まらず棭斎見て賞子等の八一しとなす、資
を供して日々魚河岸らも魚を購いしめ、

之れを模写せしむること数年、終に一種魚を画
するの術を得、後に鯽も魚仙と云へり、其の浜市
の巻首森立之の序文あり、余一昨年他の
也に北の魚譜を見て文林源流に載せ且つ其の出
を得んことを欲せしが今回之れを得たり、
三巻の内未巻に魚の考あり、図とまし
宮実物に彩色あるべし、魚身に雲母粉
のりを施し一見実物に接するの観あるべし、
魚譜の多毋物語るべき未詳なれども今の得
がたき本一冊鯽之部也、故乙部の上梓とす
北日洗心洞劄記附録共三冊本を得、初稿本
も流石に心地よし、附録も後巻なれども

作為一篇に呈し、此書を写すること四五数と
亘る長簿文也、初稿本今を得難く、稿本
あるも此附録を闕く、架中一珠花しての也
尚此書のおと大隆物語を得、これも今を稀
なるものの也、此書を慶永年官六位兼
侍従長秀代御寄護とする会稿のるを銀す
河川竟深七十一年の録を年編文正元
年とあるが慶永甲辰を距る僅に七十
七年にして、長秀を距ること百年に足らざ
ること、文官文章一足利時代の特徴
あり、偽作なるべきこと知るべし、大隆の地
名を更級郡とあるもきこうんとこれ

と云ふ、古物本を其侭摹刻したるものと此
書の趣味あり、嘉永年官木村嘉平の雕
刻に係る、

四月一日記

○余う華甲紀念として因人なる姫氏製銀製
花盛器を入手す、これを余の記念とす
物に此器を選びたる也、余を深風のものを概ね
好まざれど、紀念品なるものを捨てよかん、
所く華麗人目を眩するものを嘗は飾すと
云ふものあるべし、人の好尚を如何ん
る能わず、余う此器を選びし所以也、但し書
画骨董などを選びし花器なる時は暗の上に置くべき
器の花瓶にあらざれば、コウプ形の花器を

北二柱にて金の飾りあり、又海月の殼にて
ちりんばら（鈴）もあり、竹にて拵へ
月を書き漸く成りたる、形ち左のごとき橢円形
なり、大さ壹尺（四寸五分）あるコワップ形のものにて作くり
大略圓のもの（周四寸五分）上
部に桐を彫り、下部
にも海船とあるもの
他に装飾なし　四方
八角の目の紙形にして紫紙
貼付る四角二十五角
と貼られる金三角七十
五子の形もあり

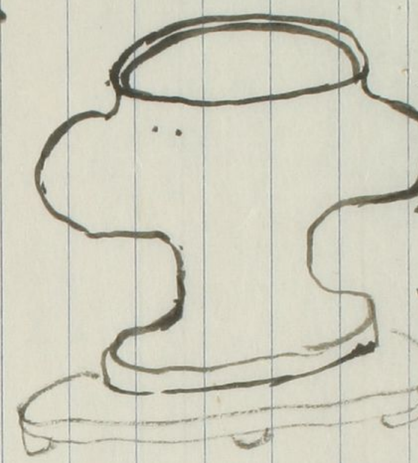

也、右紙屑物のごとくにて
無用を飾り、

なべきものを工風する業也

（四月五日）

〇法隆寺僧侶と数名の写の孫法を図交る、僧侶
羅馬に法王の在家を訪ひし時のことを物語り出て、
曰く、ここうを大なる屋書あり、天地と見まがふ如
人或人を描げりまくと親なば脚ちと英国の図
あり、こんとを英国の羅馬法皇に教きし時の絵
絵物なる天女なるもの即ち法王の聖書也
と少き婦人を法王をうく和獨なるものなることを知
あり、又礼拝所にも一所
月を異にして礼拝する物設の面あり、何故と
をつて分ち、且つ九月月次礼拝堂なりとこうと
面白きものなれば、天竺法皇の妻の乃ちめる

なの女の結る（の月数に応じ高し其の間設の高と
新くこと、十七月まで出産すること九ケ月目
迄に所を定めあること）と少き一笑す、
悔まるべきミン、ステュアート、こんの墓に参る
多くの時分を費しなりと聞くこと、こんの墓を
佛境のあるに英国軍と長墓のところへ行きて多くの時分
を費すものなり軍と長墓のところへ行き
なりとあり、ミルをチーロルと云ふ高人の婦人夫人
と交際に成り其の良人在命中を始と日を
の良人の所にを滞る時と人交つす自由と語る
ことを楽みとす、その良人死後日浅のに強
慨しなり、流れに従時（後）世の口やうまし

き掟所を知れども社会の交際を絶ちなり
と云へども、実に外国の社会に於て恋愛を
重日する風習盛んなるなり、こんに武の恋愛に
内実同情と言ふもの多し、過ぎて的
の恋愛の珍らしき奴隷と称する

○奈良市の月の事とまれ潮海の料理屋なる参
言多数の妻を経営しなりとて、ここに玉潤深
院の扁額を掲げたるこれを誰人の揮毫
なるや里人欲実が為めに知んと思いたのなる
或る時（大正六年ごろ）岡人の料理屋が死後に従き
北扁額を見て、例のまた屋玉潤深の家を工

ロテツクに解し、一ツ所歟こかうゐんやらうと仰人の歟
他に於ても八十首に及ぶ詩を御、侯爵の稿の
世將と工ロテツクの関係あるものとす、就壽玉潤
道人明の孫一元の名を以つて、文未世もそも支那研
究の「と云ふ発端の附録をして同人に配つことなかあ
る、其の引き左のごとくなり● 侯爵らしく白トボ
ケを張る所に興味もあるが、実ち公刊ちがの生
来の猥褻の詩の多くかいつてゐる、今引と共
に五六首を抄録して笑資とす
丁巳冬過海王村在冷擁上得詩殘缺
数字詩都八十首不著撰人姓氏著
視華嚴定為白蓮教作集中皆不

載者姑録之以示博雅
騎鶴仙史漫筆
首詩云
唐傳生風龍紀雲、壓向大空墨氣氤
南都闢地花春闌別枝乾神長待元
南都雲物喜因展五洞深夜春如借問蘼
蕪歌一曲為誰題孤月
月日亭深松有靈、雲蘿寄古蘚苔腥、何人手
把長鑱去、鑿破雲根堀茯苓、
月日亭前夜欲闌、酒醒人倚玉欄干、首丞丞
穴誰知處、靈物蜿蜒煙里處蟠

南都雲物閱千年、借殿琳宮珍什傳、尤憶○
分採古癖、麻手沼手寶鼎色欲然　底本蛭損一字
南都多寺の梵王宮、雲鬟尼至香火隆、說古
明嬢年二八、千摩珍寶面潮紅、
數家村落長麻蘿、煙鎖青山淡掃蛾、香火中
董賜粉氣、南都蘭若如傳多、

琪樹瑤林映紫宮、走探秋色到仙宮、雪根石
乳洞門古、雲物蜘蛛北中、
仙庚則人自作春、玄機林下文斜曛、滯淫家
日採秋客、踞石貪看暮雲、

十二

日嫩草如毛軟過肌、賞春北國好如此、蛇豚來
手撫纖、緑、思憶金閨夢煙時、

往歲探花天女宮、綾池嫩芽漲痕紅、如今試
見半輪月、只在蒼茫茫中
神女邀君玳瑁筵、玉山既倒緑尊前、夜來
數有荒唐夢、曉覺自知軟似綿
一峯開穴窟迢迢、更有一峯穴中似
秘神仙游戲蹟、白雲四繞錦屏風
洞門瑤草碧蒙茸、玉液津津滴石縫、深
掩丹扉天女宮、猶將玉入許神龍
丹洞蒼壁草蔵蔵、深黑中安仙女初、龍穴

千年噴霊流凝為鐘乳白華と
北清因人間に喧伝す、此書刊行の日余も好事を以て余
早く失せんを今無し、頃者偶と一書肆の花すゝもの
あり借りて初編し閲を畢るとき　四月二日
○今数年村々巡廻を怠りて花つゝし
を嬉め、頃五十間とを巡廻すべき便りなれども此
年淺草辺にもうゝるも因循なり、稀に機会
合複雪の庭を作り供ちを賞ひ入る、是
義の願ひなり、誰んぞ其職を
借りて複雪するのみ、偶と楠林
の庭即是今あり、其ものんする、格別し
珍奇なり、下両年と前年演手校刻

編録二部を編み、下前集を大阪の立友和
義霞石作に其の門下俳人の集也、先慢を
に倣ひ其の集を線も五番も後作あり（日上）
新花つゝしを芸家の句集と思ひそうしん
まゝえんぜ前の五六枚の句をのゝく紹し
なるものなれども後を日附ちなんの路
細也、挿画を月渓の必りなること、巻末
月渓の記を載せ
枚数四十三図七
陸業の首頭に月日を録す唱記すと関七
ず恐くは日録のなるん、あらうを月日を
連記し、帝初日を毎に句を紹ちんとし

なるもの後、句を唐しも思ひ出るまゝ雅を
を解するものなるべし
○朝鮮の人民の出て不便なるもの多の利なるべし
師を絵にせ世間と性に生つ、那国の紙屋に寸本七冊
を立候と出しなるものあり、発売為めに心なるものゝ
なるべしも悦しも嬉しも嬉しく、飯せと也の人もあも
嬉しく候の移るに一枚を紙屋に出して山に河海出て
山つ田石黄とも利り行人稀れ也、濠上うと電車
疾走す不測る高架橋也、濠内桜も紅湯ち
十数の白鷺飛揚す、此の鷺の海禽を見る一
奇の景也、潮の干潮と隠れ去るものの、
如めて東京の海市なるべし心つくも思ふ也我

こゝ一の美す、此あるも電車に乗り新屋橋を過き
茶屋を下瞰す恰も数度の小艇、茶の所の
き深緑を過くるあり車窓なるも見て
思を快と呼ぶ、大曲の洋花屋と花を賣の
り、新鮮花(貝)も賣る飯盛大花
盛、(挿もし激)如めて感す此花を賣
盛、(挿もし激)ことを知る花
を見ん花を見ん花を挿まん
も價十円を要す、六不経済の言とうべき歟
(さらの)
偶と高列り何島首を賣るもの、邪しても花の
言とも茶屋を以て生るもの、邪しても花の
薬を求、余入しく中さるも如めて見る所也、奥して

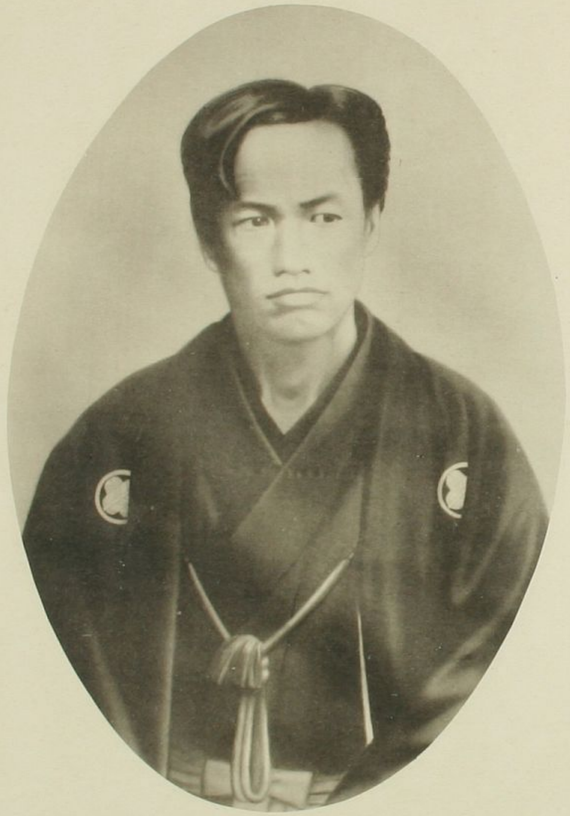

三度位を一回に飲むべしと、実に効能著也、三月三日記す、

○此年四月に先師の紀念碑橋先生三十三回の法要に際し建碑の事あり、余も其一人なり、今日紀念碑を小アルハムを寄せ、中に先生生前に考案せし肖像あり、四十歳年頃なり、先師の音容と接する思ひあり、碑文余の草する所、小冊子の数語を要約し、其大略を次に掲ぐ、碑文に載せ、こゝに業績を要せざる也　四月四日記

先師肥田瞬叟橋先生小碑　并碑

先師の考槃村翁小照并碑

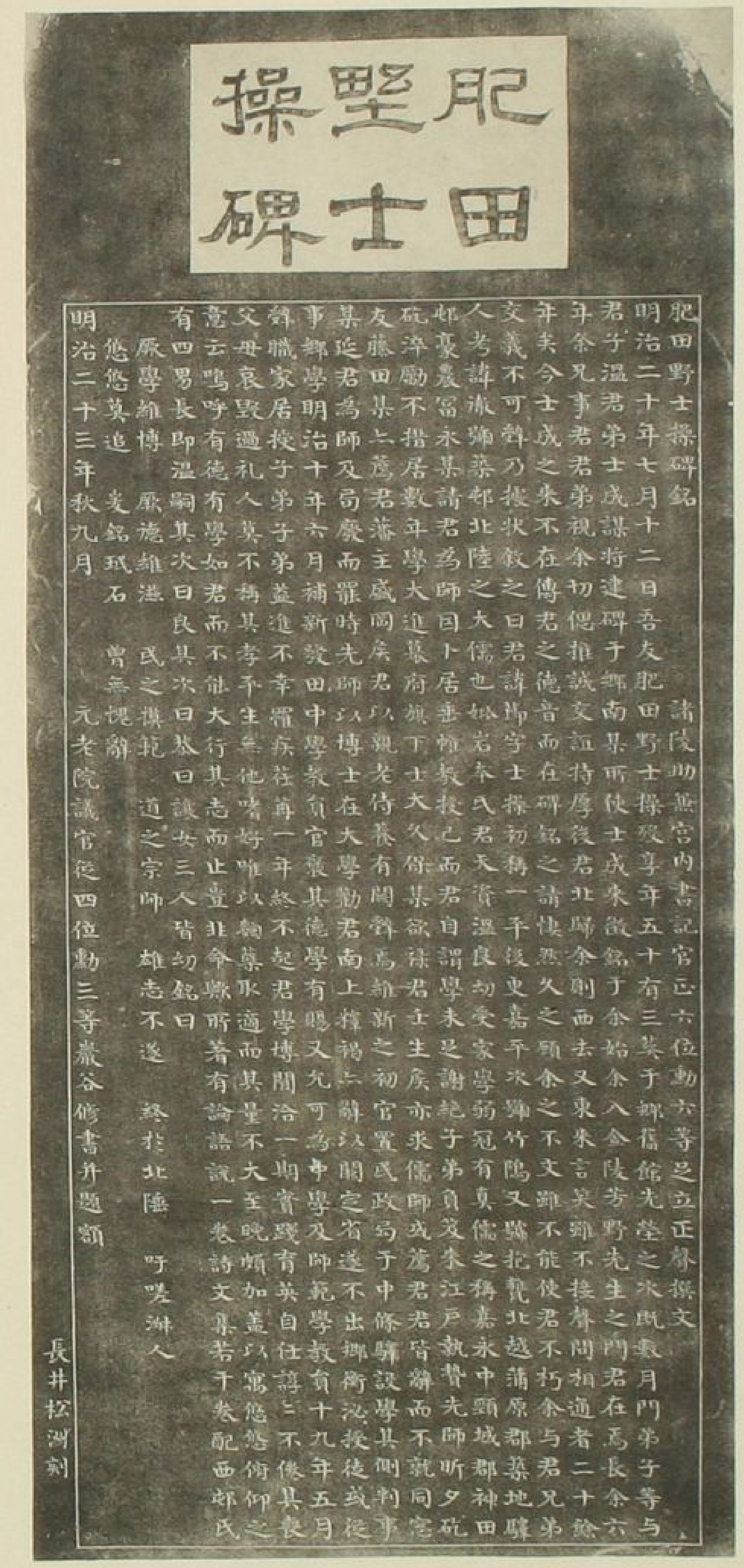

肥田野士操碑

肥田野士操碑銘　　諸陵助兼宮内書記官正六位勲六等足立正聲撰文

明治二十年七月十二日吾友肥田野士操殁享年五十有三葬于鄉舊館先塋之次既數月門弟子等与君子温君弟士成謀將建碑于鄉南某某所使士成來徵銘于余始余入金陵芳野先生之門君在焉長余六年余兄事君君弟視余切偲相識交誼特厚後君北歸余則西去又東來言笑雖不接聲問相通者二十餘年矣今士成之來不在傳君之德音而在碑銘之請悽然久之顧余之不文雖不能使君不朽余与君兄弟交義不可辭乃據狀敘之曰君諱節字士操初稱一平後更嘉平次郎竹隱又號北巃北越蒲原郡[illegible]地驛人考諱獅蔡郎北陸之大儒也妣岩本氏君天資温良幼受家學弱冠有真儒之稱嘉永中頸城郡神田郎豪農留永某某請君為師因卜居垂帷教授已而君自謂學未足謝絶子弟負笈來江戸執贄先師昕夕硯淬勵不措居數年學大進幕府旗下士大久保某欲祿君士生族亦求儒師或薦君君皆辭而不就同宦友藤田某亦薦君藩主盛岡侯君以親老侍養有關辭焉維新之初官置民政局于中條驛設學其側判事某延君為師及局廢而罷時先師以博士在大學勸君南上稱以疾辭以聞之省遂不出鄉衙派按徒或從事鄉學明治十年六月補新發田中學教員官褒其德學有賜又允可為中學及師範學教員十九年五月辭職家居授子弟子弟益進不幸罹疾在蓐一年終不起君學博聞洽一期實踐育英自任講二不倦其喪父母哀毀過禮人莫不稱其孝平生無他嗜好唯以翰墨取適而其量不大至晚頗加善以寓悠悠俯仰之意云嗚呼有德有學如君而不能大行其志而止豈非命歟所著有論語說一卷詩文集若干卷配西郎氏有四男長即温嗣其次曰良其次曰恭曰讓女三人皆幼銘曰

厥學維博　厥德維温　氏之攜耗　道之宗師　雄志不遂　終於北陸　吁嗟湖人
悠悠莫追　爰銘琢石　曾無愧辭

明治二十三年秋九月　元老院議官從四位勲三等巖谷修書并題額

長井松洲刻

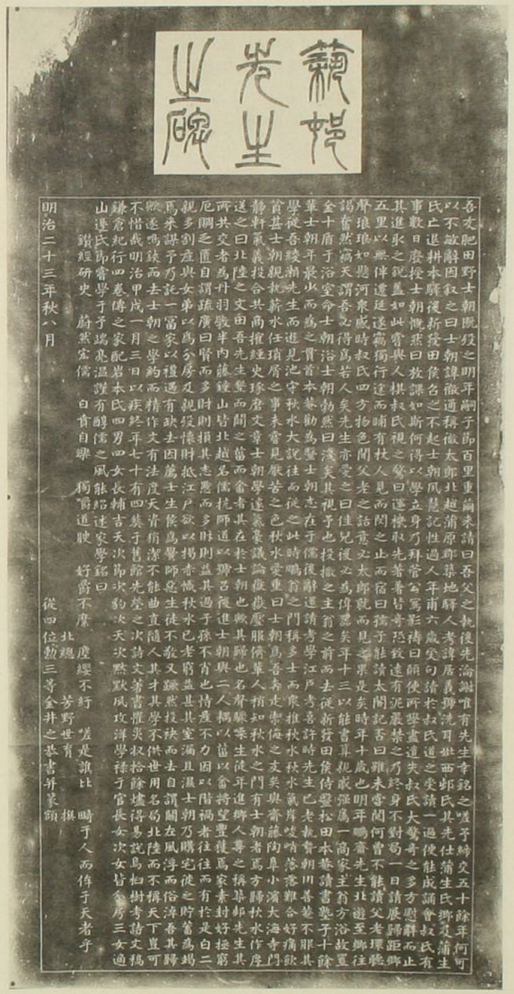

○四月四日　今日風雨を冒して海を渡り初て大海を見、得る所左の如し

古伏書出

岑万里公使より駐紮の支那黎庶昌本

邦稀覯の古鈔本宋元古版を覆刻したるもの　我書史の大觀也　版式の日本

千部を日本に摺印す其の数甚多

なく今多く傳ふるも、今の獲難きも支

那に摺印したるもの、但し當時の印本に

さの故に鮮なきもの、而して紙質も亦佳也、價百

二十圓一也

他に二三の雜書を購ふ所存

すべき迄この雅を作也

、玉臺畫史　三本

北青錢塘湯德璋輯する所上代より近世に
列る閨秀畫家の傳を錄す、閨秀畫家の
の閨秀畫徵也、宗的式雅本、道光四年の
印行に係る

、蕉窗九錄　二本

北青明の許子宗著す所、九錄と云ふも
紙錄　墨錄　業錄　硯錄　香錄
帖錄　畫錄　琴錄
也、文房九友錄と云ふ一の也、卷首に長洲
文彭壽承の序あり、西泠印社の版行に
係る、宋版式活字を以て我邦毛紙に摺

印する大本也、石潛并に北君軒の印
記あり

、吳園藝刻　三本

北青收むる所左の如し

、花史紀要　常熟　孫從添慶增
一　問石新帖攷　元平　孫承澤退谷
一　漫書墨苑　高郵　宋犖牧仲
一　墨苑　錢塘　梁同書元穎
一　筆史　海鹽　張燕昌芑堂
一　金粟牋譜　嘉定　吳蘭修石華
一　湘溪硯史　海寧　吳騫槎客
一　陽羨名陶錄

一書畫説鈴　太倉陸時化聽松

一牧羅尾論也　梁田也

一賞廷素心録　仁和周二安　藥坡

光緒年写の跋うた大氣也

○古池素三、寸帖を齎し来り示す、大きさ長さ寸物

屋中のものと合格す、二重巻に巻き巻し帖の大きさ

竪一寸三四分幅二寸許、千又十二枚の泥金を以て

深紺紙に梅を描きたるものを收む、巻末に汪士慎

也、竹雲帖に題署し六通の書裏に也す、其通裏

に也する所左のごし

汪士慎字近人号墨梅筆故陳義長維揚墨

香梅士慎號巢林浙人後寓揚州工詩著有

巢林詩集

じ和春仲觀作　畫家人山士

北都所傳藝苑家の捷口賢入に通する中の泥金を墨

の淡なるを巻とす、然れども一種の筋あり、仮に價高

不廉に、その價の減するを乃ち巻者に帰するの日

也

四月吾記

○七月大濱光侯を訪の弦

中二三を綴す

四月七日記

一　侯と元行機と既に英國に世界觀るの

事部まる添元と元行機と冷淡なるし、獨

この元行機の飛動を況もの是び初め

て日を見ましなり高的ロンドンに居

行のポンチ絵を見て、之れ有りなん、其の
絵を獨逸英吉利の海岸の物と比較して
隆盛の因を書く、そこで海岸全部
に柳を植える政令を出したとき
板垣氏の痛罵骨に徹するの味うある、英
国も後れ馳せながら之れ行機の板
と柳を出だす術を知らず列強に後れを
取つて居る

一

侯は前の地球儀を見て米国に対する海来の曲芸をや
る元行家の訪問を受けた時のことを語り
出でい、元行機の制度も其の国々の国民

性を加味のものなるため例へば敵捷なる
国民の操縦するものは機械の類も
此れを好むなるべく、沈着の国民性
に適する機械は之れに適する特色を
する、故に元行機も自国の製作する
を元とす、六自国製を上乗とす
る様に出来た術を要する
一
侯は世界今後の活劇を論じ、欧羅巴
出でる者は亡ぶ、西洋は商貿交戦の強人と
極度となり、其の結果として彼れの如き
大変動あり、所謂る勇んで敗くるもの、
彼れに於て異なる迄なり、日本も未だ彼

れこのみき拙筆文略を飾まつるの事例多
而も同じく文動の紛波を受けて溺するあ
る、曰く今後の世界の帰結を考うるの一興也
予れも亦たまたまと若しも、その帰結を考る為
に寿を保たんことを期す、地下の先輩と
報告を再すること拙為すう愛まれん心也と
侯を漢字数制限論に移り雨例の言を
撰もて名とするの愚を云々せらる、余も亦重
侯の名を名乗ることを問ふ、侯曰く、実を
八太郎のく方が俺よりもぬきなるのゆえ名ゆ
其後二年ニ著原朝臣とゞ、芳しく思ふ也
くことをうるのゆえ、八太郎ともあうえず、

○

遂ニ名乗を改とすることをうるゆえ、俺よりの八太郎
もまたゆえ、山翁の狂伝をもて一寸困る名
ゆえ…

研究要項（草案）

浮田和民立案

一　政治

議會及び政黨の改造に關する諸問題

其の改造の方法如何

前世紀に於ては立法上に中央集權、行政上に地方分權といふが原則なりしが、現世紀に於ては立法行政共に分權を原則とし然かも地方的に分權するのみならず、經濟上の利害に基づき職業團體としての自治を現ぜんとする要求甚だ旺盛なり。前世紀の中央集權既に極度に達し主權運用機關をも分割し政治上及び社會上特殊の二院制を起さんとする主張亦た起れり。將來普通選擧の實行は必然なりといへども唯だ普通選擧法により、多數の專制に終るを不可とし、各選擧者の投票を有效ならしむる方法を研究するの必要あり。

二　經濟

從來國家の經濟制度は何れも各國自給主義を以て理想となし、其の不足を外國貿易に求むるのみに止めんとする方針なりしが今や世界は此の如き政策を容るゝには餘りに進歩し、餘りに狹少にして世界は既に經濟上一個の有機的關係を構成せり。貨幣問題、物價問題、交通問題、度量衡問題、何れも前世紀の原則若くは歐洲大戰前の立場を以て解決せらる可きものに非ず。一國の利益を全うせんとするには世界の利益を顧みざる可からず。他國の損失に依りて自國の利益を圖るは道德上不正なるのみならず、今日に於ては經濟上全く時勢後れなることを覺悟せざる可からず。

三　社會

政治も經濟も今は一種の社會問題に外ならず。卽ち社會的觀察に依らずして政治經濟を說くことは旣に不可能に屬す。而して其の中心問題を爲すもの是れ卽ち勞働問題なりとす。今後資本家と勞働者との關係如何に依りては一國の政治組織も經濟組織も經濟制度も改造を要する必然の危機に接觸することある可し。歐米諸國は旣に其の危機に瀕し此の數年間に於て如何なる革命を見るやも測り難き形勢に在り。而して或は勞働問題の一部をなし、或は更に廣き意義の社會問題を爲すもの是れ卽ち婦人問題なり。今に於て之が研究を爲すは必須の事と言はざる可からず。

四　教育

一國の改造も世界の革新も結局人間の天性に基づき其の本能を發揮せしむる有效の教育に依るものとす。我國は第十九世紀歐米に發達せる教育制度を摸倣し而して我が國民道德を其の根抵に置き以て今日までの效果を擧ぐることを得たり。然れども世界は常に變化しつゝあるが故に教育も亦た世界の大勢に應じて改造せんことを要す。今や國民の活動舞臺が全世界となりたる以上國民教育は國民をして一國の良民たらしむるのみならず、同時に世界の市民たるに適する素養を與へんことを要す。而して强制的教育は教育の最も拙劣なるものに屬す。政府が國民の教育を獨占し若くは國民教育の典型を造らんとするは恐らく教育上の弊害之より甚しきものなかる可し。特に社會教育は社會自ら之を爲さんことを要す。國家は人民に教育の權利あることを認識すると同時に教育の自由を與へざる可からず、而して政府干涉の範圍は單に自由の濫用を匡正するのみに限らんことを要す。而して官公私立の學校は男女を問はず體育を以て其の根本問題と爲さゞる可からず。

五　國防及び外交

軍備制限は現下世界に於ける一大問題なりとす。軍備の充實は、果して國家萬全の策なりや否や大疑問に屬す。特に歐洲大戰の教訓は武器の進步、陸上に於ては攻擊よりも防禦を以て最後の勝利を博する最良の戰術なることを知らしめたり。特に將來の戰爭は飛行機及び潛航艇を以て勝敗を決する唯一の武器となすが故に國防は單に從來の陸海軍のみに依賴す可からざること明瞭なりとす。自今以後軍備は全く改造を要する時勢にあらざる乎。苟くも老少男女を問はず社會一般飛行機を利用し若しくは化學工業に熟達するは平時百萬の大軍を備ふるよりも有效に非ざる乎。兎に角國防は軍人のみに存せずして全く國民に在りと云ふを適當なりとす。國防が國民的ならざる可からざる時代に於て外交は固より國民的ならんことを要す。政府の外交のみを以て外交の成功を望むが如きは最早や世界の大勢に通ぜざる議論なり。吾人は須らく凡ての國民をして國際外交の要素たらしめんことを期せざる可からず。

六　人種及び宗教

是等は哲學問題と同じく結局解決不可能の問題なるも純然たる哲學問題と異にして古往今來實際上に大影響を及ぼし時としては戰爭勃發の動機たらんとする危險あり。人種は平等に待遇すべきものか否か異人種の雜婚は奬勵すべきか或は禁止す可きものか是等は今日世界に於ける實際問題なりとす。

特に宗教に到りては從來多神教と云ひ一神教と云ひ將た凡神教といひしは皮相の見解にして儒教、佛教、基督教、猶太教及びモハメッド教何れも歸する所同一ならざるは莫し、而かも人類文化の今日の程度に於て宗教の歸一を期するは愚に非ざれば妄なり。唯だ各宗教の中必ず人間の天性に順應するものあることは吾人の看取せざる可からざる所なり。而して各宗教に自由を與へ且つ凡ての宗教家をして相容れ相許するに至らしめんことは人類の進步世界の平和に至大の關係を有する要件なり。

七　國際聯盟及び永久平和

國際聯盟の現在及び其の將來は各國人民及び世界人類の運命に重大の關係を有する實際問題なり。今や國際聯盟は兎にも角にも產れ出で他に此より優秀なる國際協同成立せざる以上此儘永續し漸次發達するものと認むるを至當なりとす。永久平和は一種の理想にして恰かも個人が永久無病を望むに異ならざる可しとするも個人として國民として病疫の撲滅、戰爭の防止に從事す可きは其の本分に非すして何ぞや。國際聯盟は如何にして之を發達せしむ可きや、之が發達に努力するは國家に如何なる影響を及ぼす可きや、是れ凡ての社會問題及び國際問題に緊密なる關係を有する重大問題なりとす。

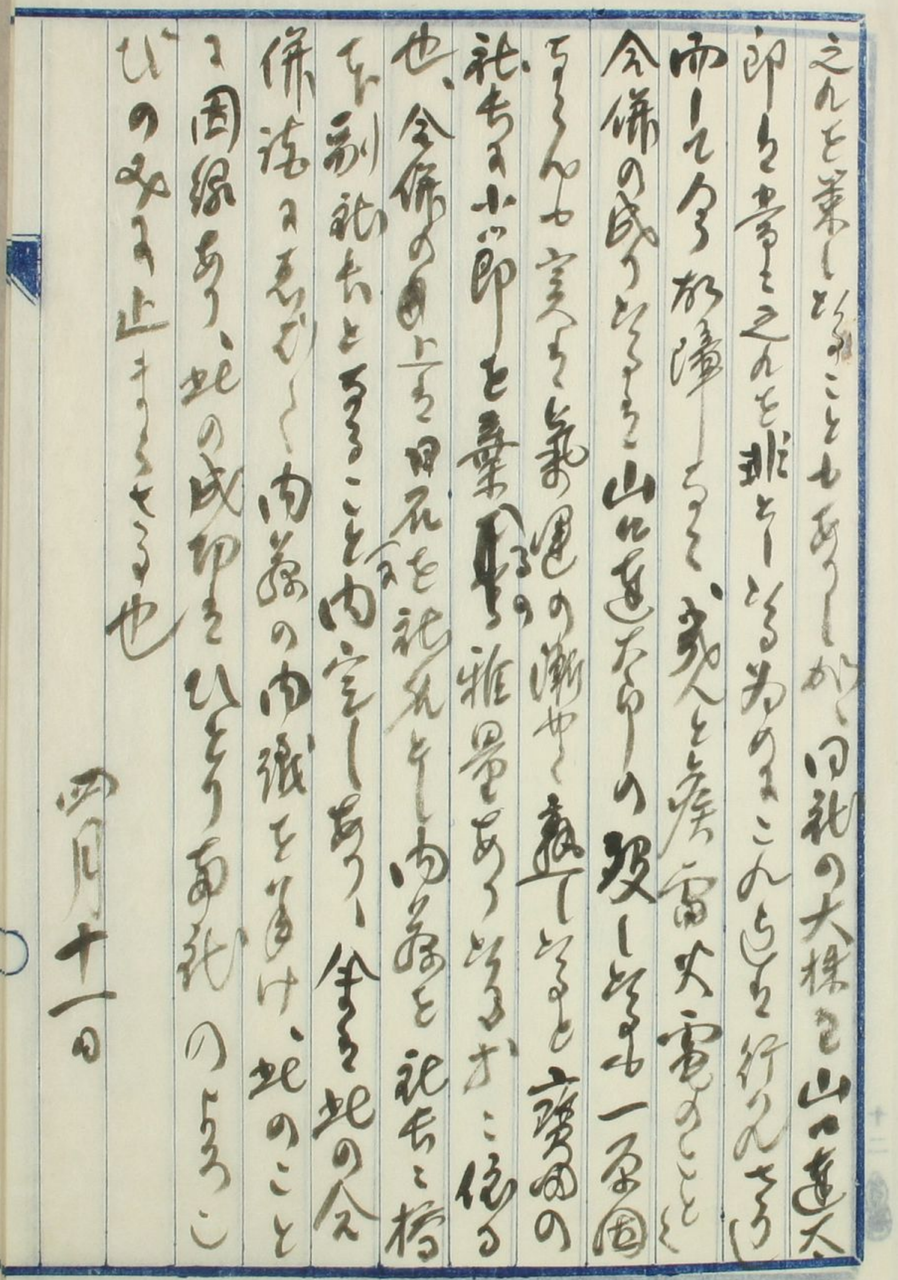

四月十一日

大正十年四月廿七日

日本石油株式會社臨時株主總會議題

一、左記合併契約書ニ因リ日本石油株式會社ト寶田石油株式會社ト合併ノ件

左記

合併契約書

日本石油株式會社（以下日本ト稱ス）及ヒ寶田石油株式會社（以下寶田ト稱ス）ハ內外ノ狀勢ニ鑑ミ兩會社合併ノ必要ヲ認メ之カ合併ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第一條　日本寶田ノ兩會社ヲ合併シ日本ハ其商號ヲ存續スルモノトス

第二條　寶田ハ合併前現在資本金貳千萬圓ノ內未拂込金貳百萬圓ノ拂込ヲ完了シ且更ニ資本金貳千萬圓ヲ增加シ其四分ノ一ノ拂込ヲ爲スモノトス

第三條　日本ハ資本金四千萬圓ヲ增加シ額面金五拾圓拂込濟ノ株式四拾萬株額面金五拾圓ノ內金拾貳圓五拾錢拂込ノ株式四拾萬株ヲ發行シ寶田ノ株主ニ對シ各其拂込ニ相當スル株式壹株宛ヲ割當テ交付スルモノトス

第四條　日本寶田兩會社ノ大正十年九月三十日マテノ利益金ノ分配率ハ兩會社取締役協議ノ上之ヲ定ムルモノトス

第五條　兩會社ノ合併ハ大正十年十月一日ヲ以テ完了スルモノトス

第六條　本契約ニ揭ケタル事項ノ外兩會社ノ合併ニ關シ必要ナル事項ハ日本寶田兩會社取締役ノ協議ニ因リ之ヲ處理スルモノトス

第七條　本合併契約ハ日本寶田兩會社ノ各株主總會ニ於テ之ヲ承認シタル日ヨリ其效力ヲ生スルモノトス但兩會社ハ該株主總會ヲ大正十年四月廿七日招集スルモノトス

右契約ヲ證スル爲メ證書貳通ヲ作成シ兩會社各壹通ヲ保有ス

大正十年四月七日

日本石油株式會社
社長取締役　內藤久寬

寶田石油株式會社
社長取締役　橋本圭三郎

○西洋千年図書を渉猟する不要のし、左の二三を掲ず、

杉田玄白　著　寶永版　二冊

有毒草木図説　二冊

言海千字文　墨帖　一

紅方薬品略説　木活字版　一

宮方正誤　三度版　一

赤蝦四十六士論　木活字版　一

本朝食鑑　十二冊

此書を写時ひとりよがりなる所を得ること多し

就中仏国有毒草木図説甚だ稀也紅方薬品略説も医方の薬品を考へしるものなり巻

尾に板倉の度量衡説を附せり、これと毒草図説と

六士論を活字にて刷りたるもの、宮方正誤

の前年、徳川幕府峰岡雄貴

世業家に入れ複製せしるものなり、この書原

本也、本朝食鑑を大槻氏食品考と併せ

也

四月十二日記

北海道利尻出産早魃にて作物

出来悪敷　ようなきことあり、左の二三のこと

きは不可なる迄なれども仏人の

ものなれば流石の業こゝにうけたる

域の情なり、

本活字版　著見録　一冊

元々人蘭生子訳、徳本、子云ふ医の傳
を収む、時を文久二年とす、序文とも
まま子訳廿九年、医学に没頭して郁
つゝ出て来る時須の著也、彼れの
経歴を語るの材料、とも多の興
味あり

洋語背論歌　小形一冊　あ改て卯の時
和蘭語を和歌にて学習に供す
しとなるもの、大概後者の序あり、自
和蘭言の歌字書にして倣ひたるもの也
和蘭文典　小本　藤吉郎
北方今ゝ九十九年前即一千八百二

十二年ゆゑに特に翻刻したるもの、巻
行不を記さず、唯巻首に「高橋氏聚珍
の印」記あり、又「土州之産也」の印記あ
る也、

浮世形六枚屏風　小形一冊

明治初年（巳巳初冬）刊行のか改正、巻
首に Account of a Japanese Romance
とて、野と英文の標題をあらし、漸
に西洋の倣ひとしとる十枚ゆゑに文体
も変式ゆゑ、唯也物の体裁も、第四次
の和年に流行し、る草茅危言や
改訳（仮綴）ゆゑの自格四体に倣ひ

と称し殿也、乃ち遺物の一種なりと見るべきなり也、二代目柳亭種彦の著也

今日集書屋に二冊の印譜を見る一は頼春水の遺印と称し各一冊なり此

庵の遺印と頼山陽の書庵の長形文なるもの、此年京都頼山陽の書庵の長形文

此のごとき物なれども初めそれ見る所のものの也、春水の

自刻の印を臨終に際し遺命を以て殉

じ葬めたりと雖も其の殉葬の印譜

の内に其の殉葬せし印も五七数見えず、但

し此文庵に一刀を持し乗じて大破の

ものなり、頼氏の版なる事明白なり、此

印譜を作るに当りて出版の主人不在なりし

所なるものの如き婚礼得たりし印の文跡の印

譜六冊あり、これを文跡百年及び年毎に

年號と印を改刻せり、その印の文を

収めたるものなり、これも出書堂の指金石とする

べきものなり、これも殉葬の印譜なり、かく婚礼得たりし

+11